

平成29年度著作権分科会における審議状況について

目 次

- 1 . 平成29年度法制・基本問題小委員会の審議の経過等について
..... 1
- 2 . 平成29年度著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員
会の審議の経過等について 23
- 3 . 平成29年度国際小委員会の審議の経過等について
..... 55

平成 29 年度法制・基本問題小委員会の審議の経過等について

平成 30 年 2 月 28 日

文化審議会著作権分科会

法制・基本問題小委員会

はじめに

文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会(以下「小委員会」という。)は今年度、平成 29 年 2 月に中間まとめを行った下記事項について、4 月、「文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会報告書」を取りまとめた。なお、同報告書については、同月に開催された著作権分科会において報告された後、「文化審議会著作権分科会報告書」(以下「平成 29 年報告書」という。)として取りまとめられている。

- ・ 新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定等やライセンス体制の在り方
- ・ 教育の情報化の推進等
- ・ 障害者の情報アクセス機会の充実
- ・ 著作物等のアーカイブの利活用促進

その後、小委員会は、急速なデジタル・ネットワーク社会の進展等に対応するため、著作権法制度の在り方及び著作権関連施策に係る基本的問題に関する様々な課題について、知的財産推進計画 2017(平成 29 年 5 月知的財産戦略本部決定。以下「知財計画」という。)等に示された検討課題を踏まえつつ、今期は、課題の優先順位も考慮し、以下の事項について検討を行ってきた。

- ・ リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為への対応
- ・ 権利者不明著作物等の利用円滑化

また、これらに加え、法の適切な運用環境の整備、教育の情報化の推進等、障害者の情報アクセス機会の充実及び新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備についても検討すべき課題として位置づけ、その検討の具体的な方法としては、政府による調査研究や関係者間の協議等、様々な方法によることとした。

各課題に係る審議の経過については、次のとおりである。

1. リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為への対応

(1) 検討の経緯

近年、デジタル・ネットワークの進展に伴い、インターネット上において音楽・アニメ・映画・マンガ・ゲームなどのコンテンツが不正に流通し、インターネット上の著作権侵害による被害が深刻さを増してきている。このような状況において、自身のウェブサイトにはコンテンツを掲載せず、他のウェブサイトに蔵置された著作権侵害コンテンツへのリンク情報を提供して、利用者を侵害コンテンツへ誘導するためのウェブサイト（いわゆるリーチサイト）などを通じて行われる侵害コンテンツへの誘導行為が、侵害コンテンツへのアクセスを容易にし、著作権侵害を助長している¹といわれている。このようなインターネット上の海賊版の流通を助長させる行為は、著作権者が正規版を展開する上での大きな問題となっており、その対応策について検討を行うことが求められている²。

このような状況を踏まえ、本小委員会では、平成28年度より、リーチサイトへの対応についての検討を行ってきた。昨年度は、権利者側の関係団体へヒアリングを行い、その結果を踏まえてリーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為の行為類型を整理した上で、対応の必要性や間接侵害（帮助）一般に係る議論との関係等について検討を行った。今年度は更に、プラットフォーマーや憲法学者等へのヒアリングを行い、本課題の主な論点と進め方を決定した上で、各論点について検討を行った。

(2) 今年度の検討状況

ア. 関係者からのヒアリング

(ア) プラットフォーマー等からの意見

ヤフー株式会社、グーグル合同会社、テレコムサービス協会、日本知的財産協会及びインターネットユーザー協会から、リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為に対する取組の現状、リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為について法制面での対応を強化することの是非等についてヒアリングを行った結果、主な意見の内容は以下のとおりであった。

¹ 例えば、リーチサイトにリンクが掲載された動画の平均視聴数は、リーチサイトに掲載されていないものに比べて数十倍であったとの報告がなされている。（「リーチサイト及びストレージサイトにおける知的財産侵害実態調査」（平成24年3月 電気通信大学））

² 例えば、「知的財産推進計画2017」（平成29年5月知的財産戦略本部）では、「リーチサイトを通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応に関して、権利保護と表現の自由のバランスに留意しつつ、関係者の意見を十分に踏まえ、法制面での対応を含め、具体的な課題の検討を加速化させる。」とされている。

リンクを伴う形で自己の意見を述べたりするような表現行為は、広くインターネットユーザーの間で定着している一般的な表現手法になっており、このような現状を踏まえると、安易な法制面での規制強化は、国民の表現の自由に対して甚大な萎縮効果を招くおそれがある。法制面での規制に当たっては、国民の表現の自由とのバランスや表現の自由に対する萎縮効果を十分に考慮して慎重に検討を進めてほしい。(ヤフー株式会社)

侵害サイトによる被害実態と現行法に基づく法執行の実態を十分に調査分析した上で、その実態に照らして、立法事実があるのかを慎重に検討してほしい。(ヤフー株式会社)

仮にリーチサイトを禁止したとしても、リーチサイトの先にある違法なコンテンツは存在し続けるため、URL そのもの、サイトの名前を使って、共有して、賢いユーザーが簡単にたどり着けてしまうという状況は変わらない。そのため違法なコンテンツそのものに対して対策を急ぐべきではないか。(グーグル合同会社)

プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会が策定している著作権関係ガイドラインは、リーチサイトを想定していないため、リーチサイトにデッドコピーへのリンクが掲載されている場合であっても、ガイドラインに基づく送信防止措置を講じることは困難な状況である。著作権関係ガイドラインに基づいて送信防止措置を実現するためには、ガイドラインの改訂以前に、どのようなリーチサイトの違法性が容易に判断できるかについて、プロバイダと権利者団体のコンセンサスが必要になる。(テレコムサービス協会)

リンクを含む記事が著作権侵害になり得るとなると、ユーザーには少なからず萎縮効果が生じて、表現の自由が損なわれるおそれがある。(テレコムサービス協会)

権利者の利益を不当に害する悪質なリーチサイトによって、著作権侵害コンテンツへのアクセスが拡散されることで、著作権侵害が助長されて多大な被害を受けているという声や、そのようなリーチサイトの違法性が問えない状況があり、それが進まないためにも法制面の対応強化が必要であるという考え方がある一方で、リンクの提供行為が表現行為の一部を構成する場合もあることから、リンクを張る行為が部分的であれ規制されることは、結果として、表現の自由、個人の発言の萎縮につながるという強い懸念が示されており、慎重な検討が望まれている。(日本知的財産協会)

インターネットにおいてハイパーリンクは基幹技術であり、インターネットの利便性はハイパーリンクによってもたらされている。リンク行為を規制するということは、情報通信技術の発展全体に影響を及ぼす。(インターネットユーザー協会)

ウェブサイトは、そのものに著作物性を持ったものがあり、明確にライセンスをされていないサイトも多い。著作物にリンクを張る行為を規制するということは、このようなウェブサイトにリンクを張ることそのものを規制の対象とすることになる。これは表現の自由、そしてインターネットの技術そのものを脅かし、非常に大きな影響を与える。ゆえにリーチサイト規制には反対である。(インターネットユーザー協会)

(イ) 憲法学者からの意見

憲法学者の木下昌彦氏より、リンク情報の提供行為やリーチサイトの運営行為を規制するにあたって、憲法的観点から考慮すべき事項及びその限界についてヒアリングを行った結果、主な意見の内容は以下のとおりであった。

表現行為としての URL 提供行為

URL の提供行為が表現行為となり、それを違法として削除を求めることが表現行為の制約になるという考え方が示された最高裁決定³がある。理論的にも、インターネットにおいては、情報の場所を示す URL の提供は意見交換や情報摂取の過程において不可欠な役割を担うものであり、その重要性に鑑みれば、URL 提供行為は表現行為として捉えられ、憲法 21 条 1 項における表現の自由として保護されると考えられる。もっとも、絶対無制約なものではなく、公共の福祉による制限の下にある。必要かつ合理的な制約である限り、表現の自由に対する制約も可能である。

URL 提供行為に対する規制を考えるにあたっての基本的枠組み

表現の自由に対する規制の憲法適合性に関する基本枠組み

表現の自由のように優越的地位を占める人権の制約に対しては、単純な利益衡量ではなく、「厳格な基準⁴」ないし「厳格な基準を意識・配慮した基準」を併用する必要があるというのが今日の判例及び憲法の通説の立場である。

「表現そのもの」に対する規制の憲法適合性についての二段階アプローチ

違法動画の URL 提供行為やそれを掲載するサイトを規制することは、「表現そのもの」を対象に「表現そのもの」の抑止を狙いとしてなされるものであり、それだけを取り出せば、「厳格な基準」に基づき判断されるべき典型的な規制である。もっとも、同じく「表現そのもの」に対する規制の典型として知られるわいせつ規制においては、判例は、利益衡量論より、あらかじめ合憲となるものとして絞り込まれた特定の範疇に当該表現行為が含まれるかどうかを検討することで当該規制の合憲性を判断する手法（「カテゴリカル・アプローチ」）を採用している。

最高裁は全てにおいてカテゴリカル・アプローチで判断しているわけでもない。わいせつ表現物の輸入規制が問題となった事件では、カテゴリカルに刑法 175 条 1 項（わいせつ物頒布等）におけるわいせつ表現物の「頒布」あるいは「公然陳列」に該当すると言える場合、それは合憲的に規制できることになるが、「頒布」や「公然陳列」というもの自体

³ 最決平成 29 年 1 月 31 日判時 2328 号 10 頁・判タ 1434 号 48 頁

⁴ 「厳格な基準」については様々な考え方があるが、「明白かつ現在の危険の基準」、規制の対象・程度が必要最小限度であることを要求する「必要最小限度の基準」、規制の対象・程度がより制限的でない他の選び得る手段であるかどうかを審査する「LRA の基準」等が、最高裁が採用している厳格な基準として挙げられる。

には該当せず，それを防ぐための措置である場合には，利益衡量論に基づく憲法判断（「balancing・アプローチ」）を，「厳格な基準」を用いて行う2段階の方法をとっている。

著作権保護を目的とした URL 提供行為に対する規制の憲法適合性についての基本的判断枠組み

著作権保護を目的とした憲法判断の方法について，確立した判例，学説は存在しないが，基本的には，わいせつ規制に見られるように，カテゴリカル・アプローチとbalancing・アプローチの両方の観点から考えることが適切である。

新たな著作権侵害に対処するための新たな法制度を設定する場合も，伝統的な著作権法の枠組みの範囲内での規制と実質的に同視できる場合や既存の調整原理に基づき適切に調整がなされると解し得る限りは，法令それ自体の憲法上の問題は発生しない。また，著作権侵害行為に対する予防的措置についても，「幫助」や「教唆」といった伝統的な拡張法理のカテゴリーに収まる限りは，憲法上の問題は生じない。このようなカテゴリカル・アプローチが妥当する領域においては，著作権法それ自体の合憲性は，伝統的な意味あるいは核心的な意味での著作権侵害とは何か，「翻案」，「引用」，「幫助」，「教唆」とは何かという，いわば法解釈論に実質的に還元される。

「幫助」や「教唆」のカテゴリーを超えて，更に，予防的に規制する場合には，原則的には「厳格な基準」を併用した利益衡量論に基づく必要がある。また，そのような予防的措置を必要とする立法事実の裏付けも必要になる。

URL 提供行為等に対する規制とその限界

違法動画等の URL を直接提供する行為に対する規制について

違法にアップロードされた動画等自体の URL を提供する行為は，社会的実態としては伝統的な著作権侵害である著作物を複製し頒布する行為とほぼ同一視できるものであって，その行為を新たに規制の対象とすることについては「厳格な基準」に基づく利益衡量を持ち出すまでもなく，直ちにそれが憲法上の問題を生じさせるとの評価に値するものではない。また，伝統的な著作権侵害行為の範疇から外れる余地があるものとして「厳格な基準」を併用するbalancing・アプローチに基づく判断をしたとしても，それを規制する必要性を裏付ける立法事実はあると考えられ，多くのストレージサイトが海外に存在する上で違法動画の拡散を防止するためには，他に有効な手段も考えられない。

もっとも，著作権侵害があるかどうかは一般人にとっては判断が難しい場合もあり，単純に著作権侵害がある動画あるいは著作権侵害があるサイトの URL の提供を違法とすることは，有用な URL の提供行為について広く萎縮効果を与えてしまう可能性がある。そのため，規制対象となる URL については海賊版等に限定する方がより憲法的要請にかなう。

違法にアップロードされたものは，その文脈にかかわらずあらゆる URL の提供行為を禁止できるかということについても慎重に考える必要がある。特に，引用として当該動画の URL を提供する行為を禁止することは，引用として著作物の利用を認めてきた伝統的

な著作権法の調整原理に抵触する可能性がある。その意味で、違法にアップロードされた動画の URL 提供行為については規制の対象になり得るとしても、表現の自由との調整という観点から引用に関する適切な免責を設ける必要性については立法に当たって検討を要する。

リーチサイトの運営者に対し URL 削除の義務を課すことは、URL を放置することが実質的に URL の提供と同視できるものであると考えられ、URL 提供行為それ自体に対する規制と同様に憲法上の問題は生じない。

リーチサイトに対する規制について

サイト全体の差止めを求めることについては、サイトには違法動画サイトの URL 以外にも、当該動画の内容や感想、評価等、それ自体は著作権侵害に該当しない適法な表現行為が含まれている場合があることから、違法動画の URL 提供行為に対する規制以上に慎重になる必要がある。著作権侵害とは無関係な部分も含むサイト全体に規制を及ぼし得るとすることは、伝統的な著作権法の枠組みを超えて新たな規制を表現の自由に課すものと評価することができる。そのため、URL 提供行為に対する規制とは異なり、リーチサイト全体に対する差止めの憲法適合性は、「厳格な基準」に基づく利益衡量に従って審査されるべき対象になるものと言える。

イ．検討の視点

本小委員会では、憲法学者からのヒアリングの結果を踏まえ、本課題の検討にあたっては、次の視点が必要であることを確認した。

リンク情報の提供行為は、インターネットによる情報伝達において不可欠な役割を担うものであり、表現行為として憲法第 21 条第 1 項により保護される。もっとも、表現行為も、絶対無制限なものではなく、公共の福祉を実現するために必要かつ合理的な制約を受ける。

表現の自由の制約に当たっては、厳格な基準⁵を併用しつつ、利益衡量⁶を行うことが要求される。そのため、検討に当たっては、表現の自由と著作権者の利益保護を比較考量し、公共の福祉を実現するために必要かつ合理的な制約とすることが必要である。また、表現行為を規制する場合、憲法上保護に値する表現行為をしようとする者を萎縮させ、表現の自由を不当に制限する結果を招来するおそれのないよう⁷、規制の対象となるものとそ

⁵ 脚注 4 に同じ。

⁶ よど号判決以来、「自由に対する制限が必要かつ合理的なものとして是認されるかどうかは、右の目的のために制限が必要とされる程度と、制限される自由の内容及び性質、これに加えられる具体的制限の態様及び程度等を較量して決せられるべき」として定式化されている。（第 17 期文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会（第 3 回）資料 3「木下氏提出資料」より）

⁷ 最大判昭和 59 年 12 月 12 日民集 38 卷 12 号 1308 頁[札幌税関検査事件]参照

うでないものとの区別の明確性についても配慮する必要がある。

侵害コンテンツへのリンク情報の提供行為が幫助（正犯の行為を容易にする行為）に該当する場合には民事責任や刑事責任を負うこともあり得るが、リンク情報の提供行為全般について違法と適法の境界を画定するのは必ずしも容易ではない。そのため、今般の検討では、リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為による被害状況を踏まえ、さしあたり緊急に対応する必要性の高い悪質な行為類型を取り出して対応を検討することとする。

ウ．対応すべき悪質な行為の範囲

（ア）民事

本小委員会では、リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為のうち一定の悪質な行為については、現行法上も損害賠償請求の対象となり得るとの意見が多く出された。

他方、差止請求に関しては、現行の著作権法の解釈として差止めを認めることが困難であるとの意見が多く出され、間接侵害一般に係る議論との関係については、リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為のうち、緊急に対応する必要性の高い行為類型を取り出して検討を行い、それ以外の間接侵害一般に対する差止請求に関する議論については、将来の課題として引き続き解釈に委ねるとの方向で概ね意見の一致がみられた。

このような議論の経過を踏まえ、リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為のうち、差止請求権の対象として特に対応する必要性が高い行為類型はどの範囲か、について次の～の論点に沿って議論を行った。

差止請求の対象として特に対応する必要性が高い悪質な行為類型は、誰のどの行為か。

< サイト型 >

リーチサイトによる侵害コンテンツへの誘導行為には、侵害コンテンツのリンク情報の掲載する行為とサイトを運営する行為が含まれる。

リンク情報を掲載する行為については、公衆送信や複製といった結果の発生に対する危険性の程度が高く、実質的には送信可能化と同視でき、少なくとも著作権者の損害に繋がるという意味において対象とすべきとの意見等が示された。⁸

⁸ なお、サイトの利用者によって掲載された情報をサイトの運営者が削除しない行為については、サイトの運営者がその情報が掲載されている状態を放置すること自体が情報の掲載行為と評価され、差止請求の対象と認められた例がある。例えば、東京高裁平成17年3月3日判決（平成16（ネ）第2067号）では、「自己が提供し発言削除についての最終権限を有する掲示板の運営者は、これに書き込まれた発言が著作権侵害（公衆送信権の侵害）に当たるときには、そのような発言の提供の場を設けた者として、その侵害行為を放置している場合には、その侵害態様、著作権者からの申し入れの態様、さらには発言者の対応いかんによっては、その放置自体が著作権侵害行為と評

他方，サイトを運営する行為については，差止めの対象とすると過剰差止めによる表現の自由に対する過度な制約となりうるとの意見や，個々のリンク掲載行為が差止の対象となる場合は現行制度の下でも予防措置としてサイト自体の削除が認められ得るとの意見等が示された。

< アプリ型 >

アプリを介したリンク情報の提供方法には，情報埋め込み型（アプリ内にリンク情報が埋め込まれているタイプ）と外部情報取得型（アプリ内にはリンク情報がなく，アプリを起動後に外部のサーバーに蔵置されたリンク情報を取得するタイプ）があり，外部情報取得型については，アプリ提供者が外部サーバーに蔵置したリンク情報を取得するタイプ（外部情報取得型）とアプリ提供者以外が外部サーバーに蔵置したリンク情報を取得するタイプ（外部情報取得型）がある（参考資料「リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為の行為類型」参照）。

このうち情報埋め込み型と外部情報取得型については，リンク情報の提供行為が悪質であり，規制すべきとする根拠は，侵害コンテンツへのリンク情報を提供することによって，ユーザーの侵害コンテンツへの到達を容易にしている点にあるところ，これらの行為は侵害コンテンツへのリンク情報を提供していると評価できるとの意見等が示された。

他方，外部情報取得型については，侵害コンテンツに容易に到達できる状態を作っているのであれば法的利益状況は同じなので差止めの対象とするべきとの意見等，一定の範囲については差止めの対象とすることにつき肯定的な意見も示されている一方で，様々なサイトを横断検索する汎用的な技術を用いた場合を対象とすると，対象範囲が広すぎ，技術に対するハレーションを起こす問題が大きいとの意見等が示された。

なお，等しきものは等しくとの要請からすれば，アプリ型で汎用性があるものを除く場合にはサイト型での汎用性のあるものは除くこととなるように，サイト型の場合はサイトの特性として，アプリ型の場合はツールの特性として対象を限定する方向で，両者のバランスをとっていくことが必要であるとの意見が示された。

< サイト型，アプリ型共通 >

侵害コンテンツへのリンク情報を掲載する行為以外の侵害コンテンツへ誘導する行為（例：検索機能を用いて侵害コンテンツへのリンク情報の取得を可能とする「ボタン」をサイトに掲載する行為）についてどのように考えるかについては，侵害コンテンツに容易に到達できる状態を作っているのであれば法的利益状況は同じなので差止めの対象とするべきとの意見等があった一方，まずは自らがリンクを張るという行為と同視し得るものに規制を止めて，それ以上の行為については，汎用型の検索エンジンのことも関わるので，更に議論をその後に行うべきとの意見等が示された。

「価すべき場合もあるというべき」とし，行為主体性を認めている。

また、どの程度直接的な誘導行為を対象とするべきか（リンクの多層性の問題）についても、侵害コンテンツに容易に到達できる状態を作っているのであれば法的利益状況は同じなので差止めの対象とするべきとの意見が示された。

行為者がリンク情報を掲載するサイトの特性（リンク情報の数、侵害コンテンツへのリンク情報である割合、コンテンツの検索を容易にする工夫など）により、差止請求の対象として特に対応する必要がある高い悪質な行為類型に該当するか否かを区別すべきか。

サイトの特性により対象を区別すべきとの意見（a）、サイトの特性により対象を区別すべきではないとの意見（b）が出された。

a の立場からは、リンク情報の提供行為は幫助に当たる場合に限って違法になるのであって、客観的に著作権侵害行為を助長・促進するという効果を持つという要件を充たす必要があるところ、サイトの特性といった客観的要素による限定が必要であるとの意見や、「専ら著作権侵害に向けられて運営されているサイト」や「侵害コンテンツを取得させることを目的として作られているサイト」という要件により対象を絞ることができるのではないかと意見等が示された。

b の立場からは、数値的特性により限定すると容易に潜脱がなされてしまうおそれがある一方で、開かれた構成要件（例えば「多数」）とするとかえって不明確となるとの意見や、典型的なリーチサイトに掲載する場合以外でも権利者の利益を害する目的があるならば対象に含めていいのではないかと意見等が示された。

リンク先の侵害コンテンツがどのようなものである場合に、差止請求の対象として特に対応する必要がある高い悪質な行為類型と考えられるか。

リンク先の侵害コンテンツについては、「市販されている著作物等」に限定すべきとの意見（a）、「市販されている著作物等」のみならず、一定の商業目的で提供される著作物等を含めるべきとの意見（b）、著作物等の範囲を限定すべきでないとの意見（c）が出された。

a の立場からは、市販されている著作物のデッドコピーであれば権利者に与える不利益が非常に大きいので、抑止する必要性は非常に高いとの意見や、著作物の場合は権利者が誰かが分からないという問題を常に抱えているところ、外形的に権利者が誰であるかの想像がつくものに絞ることは合理性があり、リンクをする者に予測可能性を確保することに繋がるとの意見等が示された。

b の立場からは、専ら広告モデルによって提供される著作物であってもリーチサイト等を通じた侵害コンテンツの拡散によって大きな経済的損害を受ける可能性があるため、広告モデルによって商業的に提供されている著作物を含めるべきとの意見や、将来のビジネスを保護するため、将来市販するものも対象に含めるべきであるが、将来販売するものを含めると適用範囲が不明確になるので、適用範囲を明確にするため、将来市販の予定があることが明示されているものは対象にするべきとの意見や発行後一定期間内のものは対象

とすべきとの意見等が示された。

c の立場からは、今回は既に現行法上も違法で刑事罰の対象にもなるような著作権侵害の幫助行為となるべき行為を対象にしているので、著作物の範囲を限定するべきではないとの意見や、「市販のもの」「商業的目的のもの」「広告収入によるもの」などと対象著作物に絞りをかければかけるほど予測可能性がなくなり、違法・適法の判断がつかなくなるとの意見等が示された。

どのようなリンク情報が提供される場合に、差止請求の対象として特に対応する必要がある悪質な行為類型と考えられるか。

リンク情報については、ネットワーク回線を介してハイパーテキストにより提供されるリンク情報に限定すべきとの意見や、ネットワーク回線を介して提供されるリンク情報（例えば、URL の文字列を提供するなど、ハイパーテキストによる提供に限定されない）とすべきとの意見が示された。

どのような主観を有する場合に、差止請求の対象として特に対応する必要がある悪質な行為類型と考えられるか。

主観的要素については、違法行為を助長する目的といった主観的要素を有していなければ幫助は違法とはならないところ、「情を知って」との要件は必須であるとの意見等、「侵害コンテンツであることを知りながら」との主観的要素が必要であるとの意見が多数示されている。このような状況を踏まえ、本小委員会では、「侵害コンテンツであることを知りながら」という要素に加えて別の主観的要素が必要か否か、必要と考える場合はどのような要素が必要かについて議論を行った。

「侵害コンテンツであることを知りながら」との主観的要素に加えて別の主観的要素が必要であるとの立場からは、幫助は違法行為を助長する目的といった主観的要素を有していなければ違法にならないところ、「侵害コンテンツの拡散を助長する目的」は必須であるとの意見や、著作権者に現に損害を与える行為は「利益を得る目的」や「著作権者等の利益を害する目的」との要件を満たす一方で、個人が日常的に行うリンク行為が捕捉されてしまう危険性を減らすことができるとの意見等が示された。

他方、別の主観的要素は必要ではないとの立場からは、リンク情報の提供行為にはおのずとコンテンツを拡散する目的や幫助の目的が組み込まれているとの意見等が示された。

～ の他に考慮すべき事項について

正当な目的又は理由がある場合は差止の対象から除外すべきとの意見、リンクを張る行為を違法とする正当化根拠が送信可能化と同視できることにあるのであれば、送信可能化に適用される権利制限規定は全て適用されるべきであるとの意見や 113 条 5 項のように「著作権者等の得ることが見込まれる利益が不当に害されることになる場合」のような要

件を設けるべきとの意見等が示された。

(イ) 刑事

本小委員会では、リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為のうち一定の悪質な行為については、現行法上も著作権侵害の幫助として刑事罰の対象になり得るとの意見が多く出された。一方で、現行法の解釈に関する意見として、著作権侵害罪の幫助の可能性が十分にあるものの、どういった行為について処罰を下すべきであるかを明確にした方が良いのではないかと意見等が示されているところである。

このような議論の経過を踏まえ、リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為のうち、刑事罰の対象として特に対応する必要がある行為類型はどの範囲か、現行制度において対応が可能といえるか否かについて、次の と の論点に沿って議論を行った。

刑事罰の対象として特に対応する必要がある悪質な行為類型については、現行制度において対応が可能といえるか。また、現行制度を踏まえ、新たに制度を設ける必要があるといえるか。

この点については、今回差止の対象とする悪質な行為類型は既に幫助犯として刑事罰の対象となっているとの整理になるが、既に刑事罰の対象となっている行為について個々の要件の立証が難しい場合には新たな犯罪類型を創出することは可能であるが、その必要がないということであれば、刑事罰については特に対応を図るというよりは、従来的一般法としての幫助の範囲で認めるということで足りるとの意見が示された。一方で、幫助に当たるという解釈も十分成立すると考えるが異論もあるので、解釈に不明確なところがあるのであれば立法して明確に刑事罰とすべき行為を定めることはあり得るとの意見があった。また、公衆送信権侵害の幫助犯としての処罰は理論的に不可能ではないとしても、正犯が特定されず告訴もされていない場合に幫助犯について告訴があっても起訴されにくく、現実には処罰が難しいとの実態があるため、これを立法事実としてその立法事実に対応する形での新たな犯罪構成要件、処罰規定を作る必要があるとの意見等が示された。

「差止請求の対象として特に対応する必要がある悪質な行為類型」は、刑事上可罰的（刑事罰の対象として特に対応する必要性が高い悪質な行為類型）であると考えられるか。仮に、可罰的といえる範囲が当該行為類型とは異なると考えられる場合には、どのような行為類型が可罰的であると考えられるか。

この点については、現行法では差止請求の対象になるもののうち私的使用目的の複製に関するもの等が刑事罰の対象から外れているが、リーチサイトの問題のように違法コンテンツの公衆への拡散を助長する行為については、私的領域内の行為ではないので、民事的な差止請求の対象にすべきものは、刑事罰の対象にもすべきとの意見が示された。一方で、犯罪構成要件を設ける場合には、差止請求よりも更に厳格な要件が付されるべきであり、リーチサイトという場を設定すること自体を新たな処罰対象として設定していくべきとの意見等が示された。この他、差止請求の要件がどの程度限定的なものになるかによって刑

事規定の作り方も変わるとの意見が示された。

エ．立法形式

本小委員会では、仮に新たに制度を設ける場合、どのような立法形式によるべきか。その際、当該制度の対象となる行為は、著作権法上、どのような性格のものとして説明されるかについても議論を行った。

この点、新たに制度を設ける場合の立法形式としては、みなし侵害とする方法（a）、支分権の概念を広げる方法（b）、独立正犯とする方法（c）との考え方が示された。

a を採る立場からは、幫助の解釈論上一致が見られないところについては、著作権法上のみなし侵害のように、既存の侵害行為に要件を付加する形で対処をしていく方法もあるとの意見等が示された。

c を採る立場からは、現行法でも可能な救済の明確化にすぎないところ、a や b を採用した場合、差止めを否定する部分は適法との誤ったメッセージを送るおそれが生ずるとの意見等が示された。

また、a と b の方法については、サイトの運営者がプロバイダ責任制限法上の発信者と解されると、プロバイダ責任制限法の免責が受けられないといった起こり得る副作用を検討する必要があるとの意見が示されている。

（3）今後検討すべき事項

本課題については、引き続き小委員会の重要課題として、表現の自由への過度な萎縮効果を生じさせないよう配慮しつつ、リーチサイト等を通じた侵害コンテンツへの誘導行為による被害に対する権利保護の実効性を確保するとの観点から、具体的な検討を迅速に行うことが求められる。

2. 権利者不明著作物等の利用円滑化

(1) 拡大集中許諾制度

ア. 検討の経緯

北欧諸国や英国においては、著作物の利用に関し、拡大集中許諾制度(以下、「ECL」ともいう。)が導入されている。この制度は、法律の規定に基づき、集中管理団体の構成員ではない著作権者の著作物について、相当数の著作権者を代表する「集中管理団体」(以下、「ECL 団体」という。)と著作物の利用者との間で締結された、著作物の利用許諾契約と同じ利用条件で、利用することを認める制度である。

著作物等の流通を推進するための権利処理の円滑化に向けて、この拡大集中許諾制度(以下、「ECL」ともいう。)が注目されており、知的財産推進計画2016においても「権利者不明著作物等のほか、著作権管理団体が管理していない著作物を含めて、大量に著作物を利用する場合への対応の観点から、拡大集中許諾制度の導入について、我が国における集中管理の状況や実施ニーズ、法的正当性、実施する団体及び対価の在り方等に係る課題を踏まえ、検討を進める。」とされ、検討課題の一つとして挙げられた。

これらを踏まえ、平成27年度に、諸外国に関する委託調査研究(「拡大集中許諾制度に係る諸外国基礎調査」(平成27年3月、一般財団法人ソフトウェア情報センター))、続いて平成28年度に制度導入の可能性や問題点に関する委託調査研究(「拡大集中許諾制度に関する調査研究」(平成28年3月、同上))を実施し、本年度においては、同調査研究の結果の報告を受けて、今後の検討の進め方について議論を行った。

イ. 調査研究の概要

調査研究の概要については、それぞれ以下のとおりである。

(ア) 拡大集中許諾制度に係る諸外国基礎調査

本調査研究では、既に拡大集中許諾制度を導入している国として北欧5か国(アイスランド、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、フィンランド)及びイギリス、導入を検討している国としてアメリカの現状に関して、文献調査、現地調査を含むヒアリング及び有識者による委員会における検討を通じて、基礎調査を実施した。

(イ) 拡大集中許諾制度に関する調査研究

本調査研究では、上述の諸外国に関する基礎調査を踏まえ、我が国への拡大集中許諾制度の導入に関して、その要否や是非及び導入にあたっての論点を抽出し、著作権法学者、民法学者、弁護士等の有識者による議論・検討を行い、制度導入の可能性や問題点を整理した。

拡大集中許諾制度の導入にあたっては、まず、制度の対象(一般 ECL / 個別 ECL)や

ECL 団体の在り方，オプトアウトの有無など，様々なバリエーションがあり得るところであり，それによって制度上の位置づけが変われば，法的正当化や実際に制度化する場合の課題も異なるとの報告がなされた。

また，拡大集中許諾制度を我が国に導入する場合の法的な正当化については，黙示の許諾，労働協約，民法上の事務管理等に基づく説明が考えられるところ，それぞれに課題が残ると考えられ，具体的な制度内容に応じてさらなる検討が必要であることも報告された。

これら様々なバリエーションがあり得ることを踏まえつつ，拡大集中許諾を制度として導入する場合の具体的な課題については，以下の課題があることが挙げられた。

ECL 団体の在り方（適格性，代表性，構成員の同意の要否）

使用料の徴収・分配の手続き

非構成員の保護の在り方

オプトアウトの具体的な仕組み

現行著作権法上の集中管理制度との関係（ECL 団体の公正性や権利行使の適切性を担保する規定）

著作権等管理事業法や競争法との関係（管理団体相互の関係，非構成員との関係，利用者との関係，平等原則及び代表性との関係）

長期間権利者が現れなかった場合の未分配使用料の取扱い

また，本調査研究では，著作物の流通推進を図る制度には ECL を含めて様々な制度があるため（例：補償金請求権を伴う権利制限，報酬請求権，裁定制度，ライセンス優先型権利制限），ECL の導入が適当なのはどのような場合かについて，今後も検討を要することが示された。

ウ．検討の状況

本小委員会では，平成 27 年度及び平成 28 年度に実施した調査研究の結果について，事務局からの報告を踏まえ，今後の検討の方向性について議論を行った。

調査研究結果を踏まえると，現段階では，拡大集中許諾制度の導入に当たっては検討すべき課題が多く，具体的な制度設計を離れて拡大集中許諾制度の一義的な正当化事情を特定することは非常に困難であることから，著作権制度の改正により拡大集中許諾制度導入の検討をする場合は，具体的な制度内容の検討を併せて行いつつ，その法的正当化の可否について検討を進めることが必要であることが確認された。その検討に当たっては，制度導入の必要性，どのような制度設計が望ましいか及び当該制度の導入によって期待される政策効果を明らかにするため，権利者不明著作物を含む集中管理のなされていない著作物の利用に係るニーズを把握した上で，これを踏まえて検討を行うこととされた。また，検討の際には，著作物の流通推進を図る制度としては補償金請求権を伴う権利制限，報酬請

求権，裁定制度，ライセンス優先型権利制限などの制度も存在し，これらの制度の中で，あるいはこれらの制度を組み合わせたスキームにより，実質的に拡大集中許諾制度と同様の制度を実現するということが考えられることにも留意しながら適切な政策手段を選択する必要があることも同時に確認がなされた。

本年度は，こうした検討の方向性のもと，まず事務局において，文化庁に寄せられているニーズ等を踏まえて関係者へのヒアリングを行ったところである。来年度はその結果の報告を踏まえて，必要に応じて本小委員会で検討を行うこととしたい。

（２） 著作権者不明等の場合の裁定制度の見直しについて

他人の著作物等を利用する場合，原則としてその著作物等の権利者に許諾を得る必要があるが，権利者不明等の理由で連絡がつかない場合には，権利者の許諾を得ることができないため，著作物等を適法に利用できないという課題がある。このような場合であっても，適法に著作物等を利用することができる制度として，著作権者不明等の場合の裁定制度（法第 67 条）がある。

文化庁においては，著作物等の利用の円滑化等を図る観点から，著作権者不明等の場合の裁定制度について随時見直しを進めてきているところであり，平成 28 年には，過去に裁定を受けた著作物等の利用について，権利者不明等の場合の裁定制度の利用に必要な要件である，権利者搜索のために必要な「相当な努力」の要件を緩和したところである。すなわち，過去に裁定を受けた著作物等の利用については，公衆に対する情報提供の求めを行うことのほか，文化庁のウェブサイトに掲載されたこれら著作物等に関するデータベースの閲覧を行うことをもって足りるとする見直しを行ったところである。

更に今年度においては，申請手数料の見直しが行われた。裁定の申請をする者は，実費を勘案して政令で定められる額の手数料を納付しなければならないこととなっており，手数料額はこれまで，1 件につき 13,000 円と定めていた（著作権法施行令第 11 条）。しかし，利用のための補償金額より申請手数料の方が高額となる場合があることが利用を妨げているとの指摘があったことも踏まえ，最近の裁定手続に係る運用実績を基に申請手数料の額を見直した結果，平成 30 年 4 月 1 日以降の申請から，1 件につき 6,900 円に減額する制度改正が行われたところである。

このように，裁定制度については，随時見直しが行われてきているところであり，今後とも，制度の見直しによる効果や利用者のニーズ等を踏まえ，同制度の活用による権利者不明著作物等の利用円滑化に向けた方策を検討していくことが必要であることを確認した。

3. その他の課題の検討状況について

本小委員会における当面の検討課題のうち、「法の適切な運用環境の整備について」は、今年度、文化庁において「著作権分野におけるソフトローに関する調査研究」を実施している。同調査研究では、情報法・情報政策分野における実践例などを踏まえて、著作権法分野におけるソフトロー形成の課題及びその解決方法を分析するとともに、著作権法に関して既に存在するソフトローの諸要素（形成主体、形成目的、形成過程、公的機関の関与の程度、周知方法等）を分析し、著作権分野におけるソフトローの形成に当たり場面に応じてどのような手法を採ることが望ましいか（特にどのような場面にどのように行政が関与することが望ましいか）について調査研究を行っている。

「教育の情報化の推進等」については、平成29年報告書で提言した法整備の準備を進めるとともに、今年度、文化庁において「ICT活用教育に係る諸外国の補償金制度及びライセンス環境等に関する調査研究」を実施している。同調査研究では、諸外国におけるICT活用教育に係る著作物等の補償金制度の運用状況及びライセンス環境等について調査を行っている。また、異時授業公衆送信等に関する権利制限規定に係る補償金の徴収・分配のための体制の準備やライセンス環境等の整備に向けて、権利者団体によって構成される「教育利用に関する著作権等管理協議会」において検討が進められている。

「障害者の情報アクセス機会の充実」については、マラケシュ条約の締結のために必要な法整備の準備に加え、条約の趣旨をより適切に実現するため、国内におけるアクセシブルな図書の流通をより円滑に行うための体制の整備に向けて、障害者関係団体や図書館関係者等において協議が進められている。

「新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備」については、文化庁において平成29年報告書で提言された法整備の準備を進めているほか、利用許諾に係る著作物を利用する権利の対抗制度の導入や独占的ライセンサーへの差止請求権の付与等のライセンス契約に係る制度の在り方について検討を行うべきとの本小委員会における議論を踏まえ、今年度、「著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関する調査研究」を実施している。同調査研究では、著作物等の利用に関するライセンス契約の実態、対抗制度が存在しないことによって問題が生じた事例の有無、独占的ライセンスの対象となっている著作権等の侵害への現在の対応状況、制度導入による著作物等の利用環境への影響等に関する調査や諸外国における類似制度について基礎調査を実施するとともに、それらを踏まえた他の関係法令（民法、特許法等）との整合性を含む論点について整理を行っている。

おわりに

今期の本小委員会では、上記のように、リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為への対応、権利者不明著作物等の利用円滑化に係る課題について、中心的に検討を行った。特にについては、昨期から引き続いて検討を行ってきた結果、関係者の意見を把握した上で、問題となる各論点について相当程度議論が成熟してきたものと考えられる。

このため、来期の本小委員会では、リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為への対応について、とりまとめに向けて更に議論を深めることが求められる。また、その他の課題についても、それぞれの検討状況に応じ、優先順位を付けつつ本小委員会においても取り扱っていくことが求められる。

以上のとおり、上記課題については最終的な審議のとりまとめを行うに至っていないため、審議の進捗状況等について、その経過を整理したものである。

開催状況

第1回 平成29年4月21日

法制・基本問題小委員会主査の選任等について

文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会報告書(案)について

第2回 平成29年6月30日

今期の法制・基本問題小委員会における審議事項について

リーチサイト等への対応について

第3回 平成29年7月28日

拡大集中許諾制度に関する調査研究報告について

リーチサイト等への対応について

第4回 平成29年10月20日

文化芸術推進基本計画に向けた意見について

リーチサイト等への対応について

第5回 平成29年11月17日

リーチサイト等への対応について

第6回 平成29年12月13日

リーチサイト等への対応について

第7回 平成30年2月28日

平成29年度法制・基本問題小委員会の審議の経過等について

委員名簿

	井奈波 朋 子	弁護士
	井 上 由里子	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
	今 村 哲 也	明治大学情報コミュニケーション学部准教授
	上 野 達 弘	早稲田大学法学学術院教授
	大久保 直 樹	学習院大学法学部教授
主査代理	大 淵 哲 也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	奥 邨 弘 司	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	河 島 伸 子	同志社大学経済学部教授，東京大学政策ビジョン研究センター客員教授
	岸 博 幸	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授
	窪 田 充 見	神戸大学大学院法学研究科教授
	小 島 立	九州大学大学院法学研究院准教授
	柴 田 義 明	東京地方裁判所判事
	末 吉 互	弁護士
	鈴 木 將 文	名古屋大学大学院法学研究科教授
	龍 村 全	弁護士
	茶 園 成 樹	大阪大学大学院高等司法研究科教授
	道垣内 正 人	早稲田大学大学院法務研究科教授，東京大学名誉教授，弁護士
主査	土 肥 一 史	吉備国際大学大学院知的財産学研究科特任教授，弁護士
	中 村 伊知哉	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授
	深 町 晋 也	立教大学大学院法務研究科教授
	前 田 健	神戸大学大学院法学研究科准教授
	前 田 哲 男	弁護士
	前 田 陽 一	立教大学大学院法務研究科教授
	松 田 政 行	弁護士
	森 田 宏 樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授

(以上25名)

(参考) ヒアリング団体等一覧

< リーチサイトへの対応 >

第2回 平成29年6月30日

- ・ヤフー株式会社
- ・グーグル合同会社
- ・テレコムサービス協会サービス倫理委員会
- ・日本知的財産協会
- ・インターネットユーザー協会

第3回 平成29年7月28日

- ・コンテンツ海外流通促進機構
- ・木下昌彦氏(神戸大学大学院法学研究科准教授)

リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為の行為類型

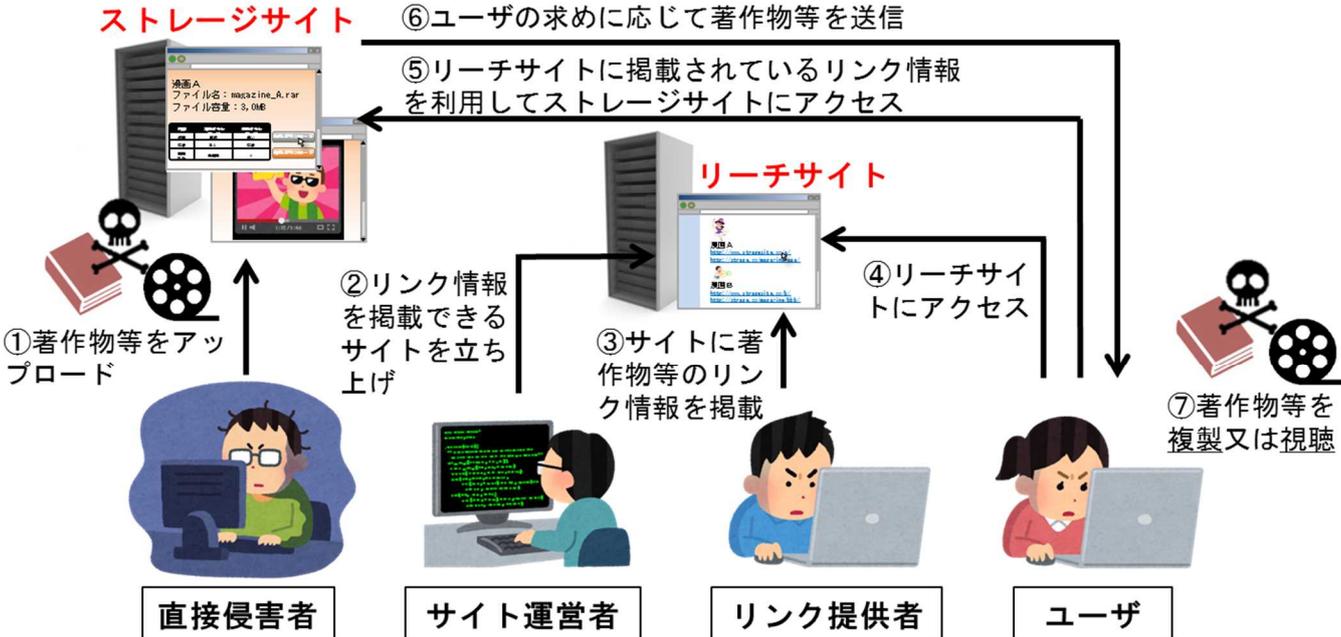
リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為として、以下の2つの行為類型が確認された。

「サイト」型 (いわゆる「リーチサイト」の類型)
「アプリ」型 (いわゆる「リーチアプリ」の類型)

平成28年12月27日(火)
文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会(第4回)

「サイト」型 (いわゆる「リーチサイト」の類型)

違法にアップロードされた著作物等へのリンク情報をウェブサイトに掲載して、ユーザを当該著作物等へ誘導する行為類型



※「サイト運営者」と「リンク提供者」が同一人物の場合(運営者投稿型)もある

ストレージサイトの形態

- ・ユーザに対して、著作物等をダウンロード形式により提供している場合とストリーミング形式により提供している場合がある
- ・ユーザに対して、有料の高速ダウンロードサービスを提供する形態が確認されている

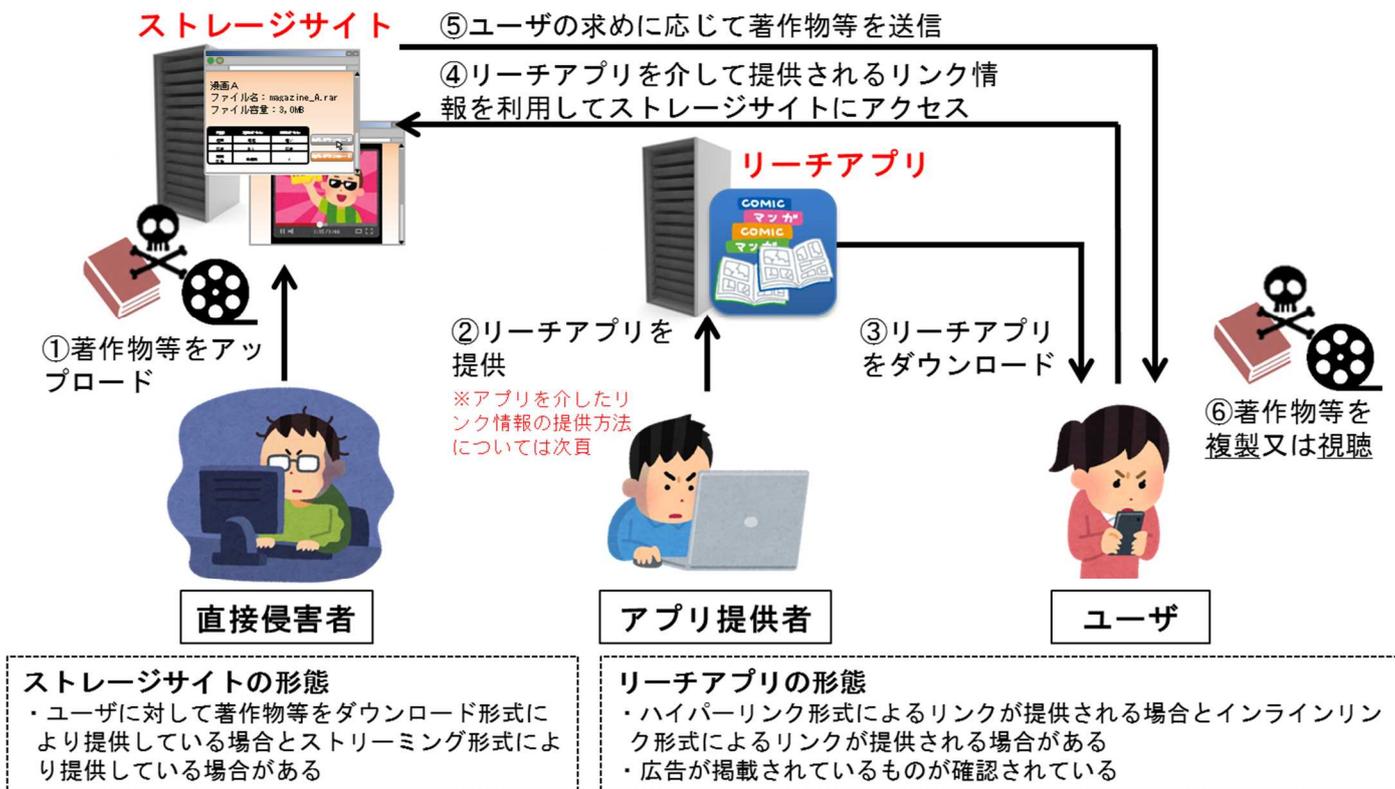
リーチサイトの形態

- ・ハイパーリンク形式(※1)のリンクが掲載されている場合とインラインリンク形式(※2)のリンクが掲載されている場合がある
- ・リンクが複数掲載されている場合と単数掲載されている場合がある
- ・広告が掲載されている場合とされていない場合がある

(※1) ユーザがリンクをクリックすることにより、リンク先サイトに接続し、リンク先サイトの画面上でコンテンツが表示されるもの。
 (※2) ユーザの操作を介することなく、リンク先サイトの画面又はこれを構成するコンテンツファイルが自動的に表示されるように設定されているもの。

「アプリ」型（いわゆる「リーチアプリ」の類型）

アプリケーションソフトを介して、違法にアップロードされた著作物等へのリンク情報を提供して、ユーザを当該著作物等へ誘導する行為類型



（「アプリ」型における）アプリを介したリンク情報の提供方法

情報埋め込み型

アプリ内にリンク情報が埋め込まれているタイプ

（リンクを更新させるためにはアプリを更新させる必要がある）

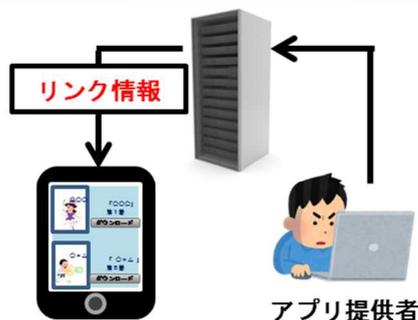


外部情報取得型

アプリ内にはリンク情報がなく、アプリを起動後に外部のサーバーに蔵置されたリンク情報を取得するタイプ

①アプリ提供者が外部サーバーに蔵置したリンク情報を取得するタイプ

- ①-1 ユーザがアプリを起動すると自動的に、アプリ提供者が蔵置したリンク情報のリストを取得するタイプ
- ①-2 ユーザに、アプリ画面を介してアプリ提供者が用意した検索エンジンを使用させ、検索結果としてリンクを取得するタイプ



②アプリ提供者以外が外部サーバーに蔵置したリンク情報を取得するタイプ

- ②-1 ユーザに、アプリ画面を介して、アプリに組み込まれた条件で外部の汎用検索エンジンを使用させ、検索結果としてリンクを取得するタイプ
- ②-2 ユーザに、アプリ画面を介して、外部の特定サイト内の検索エンジンを使用させ、検索結果として当該特定サイト内のリンクを取得するタイプ



平成 29 年度著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会の 審議の経過等について

平成 30 年 3 月 5 日
文化審議会著作権分科会
著作物等の適切な保護と
利用・流通に関する小委員会

はじめに

文化審議会著作権分科会著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会（以下「小委員会」という。）は、昨年度における検討（私的録音録画に係るクリエイターへの対価還元の現状及び「補償すべき範囲」についての整理）に引き続き、特に私的録音に焦点を当てて、クリエイターへの対価還元手段について検討を行った。

検討に当たっての基本的考え方

1. 補償についての基本的考え方

クリエイターへの対価還元手段の検討に当たっては、昨年度における検討を踏まえ、以下を前提に検討を行った。

- ◇ 私的複製による不利益が権利者に生じていると評価できる以上は、原則として、権利者への補償が必要である。¹
- ◇ もっとも、私的複製により不利益が生じていることをもって、全ての私的複製について補償が必要であると直ちに断じることは拙速であり、私的複製の趣旨や性質を考慮しながら、最終的にどのような補償制度を導入するかという議論とは別に、どのような私的複製について補償の必要があるのかを検討することが重要。
- ◇ 総体として大量に私的複製が生じているという側面と、個々の利用者のレベルでは必ずしも大量の私的複製が行われているわけではないという側面とがあることを踏まえ、補償制度を構築する上では社会的理解を得る必要がある。

¹ 昨年度の検討においては、補償についての基本的な考え方として、権利者への補償が必要であると結論付けるのではなく、両論併記にとどめるべきである、との意見も示された（このほか、「補償すべき範囲」に関する昨年度の検討の結果については、参考資料 1（10 頁以降）参照）。

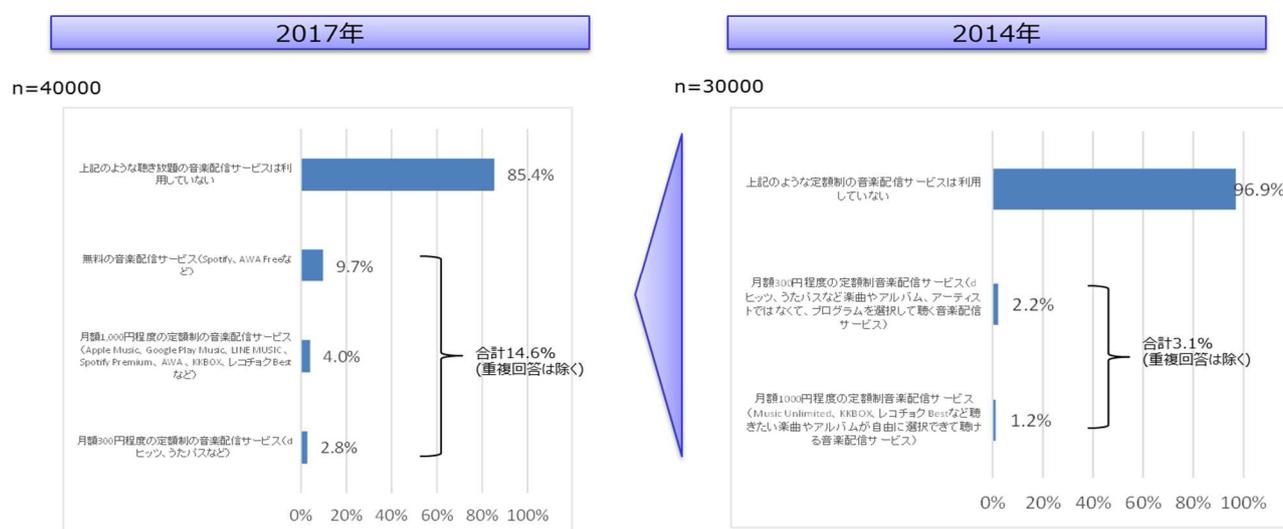
2. 私的録音の現状等について

私的録音の実態について、本年度に文化庁が委託調査を実施した。調査結果² から見える主な特徴は以下のとおりである。

< 1次調査結果 >

- (1) 聴き放題の音楽配信サービスの利用者はここ3年間で増加し、3年前は、有料の音楽配信サービスの利用者は全体の3.1%であったが、現在は6.2%であり、無料の音楽配信サービス³も含めると14.6%である。(数値は重複回答を除いた割合)[図表1]

図表1 あなたは、聴き放題の音楽配信サービスを利用していますか。(複数回答)



² みずほ情報総研株式会社「平成29年度私的録音に関する実態調査 - 中間報告 -」(以下、「H29調査」という。)母集団は、15歳～69歳の男女個人であり、1次調査は、実際の私的録音の実施の有無に関わらず、日本の人口構成に合わせるように無作為に抽出した4万人の回答(ウェブアンケート調査)を集計したものである。2次調査は、1次調査の回答者のうち、デジタル方式の録音を実施しているとした者を日本のデジタル録音人口の年代構成に合わせて配分・抽出した4千人の回答(ウェブアンケート調査)を集計したものである。調査では、平成26年(2014年)著作権情報センター附属著作権研究所「私的録音録画に関する実態調査」結果との対比も併せて行っている(なお、ウェブアンケート調査であるため、回答者はパソコンやスマートフォン等の機器の所有者であることが一般に想定される。今回の調査では、郵送調査は実施していない)。

³ 本年度調査において調査対象とした「無料の音楽配信サービス」は、3年前の調査においては、そもそも回答の選択肢として含まれていなかったため、当該サービスを利用していた場合でも、「上記のような定額制音楽配信サービスは利用していない」とする回答に含まれていた可能性も考えられるとの指摘があった。他方、本年度調査においても、3年前の調査においても、YouTubeのような「無料の動画配信サービス」は直接の調査対象とはされていないが、一般社団法人レコード協会の調査(「2016年度音楽メディアユーザー実態調査」(2017年4月))によれば、最も利用されている音楽聴取手段はYouTubeで、音楽を聴く人の42.7%であるとの紹介があった(なお、2位が「音楽CD(レンタルしたものや家族・友人から借りたものも含む)」で38.4%、3位が「音楽CDからPC・スマホ等にコピーした楽曲ファイル(MP3等)」で27.0%となっている)。

(2) CD やラジオ・テレビ、音楽配信データ等の音源の録音、コピー、ダウンロード、アップロード（以下、「録音等」という。）を過去1年間に行ったことがある者の割合は40%であり、3年前とほぼ変化はなく、これを年代別にみると、様々な録音等の行為のうち、例えば、「音楽CDの複製や音楽CDからの録音、リッピング」等について、これを行ったことがあると回答した者の割合は、若い年代の方が高い傾向が見られる。また、過去1年間に録音等を行ったことがないと回答した者の割合は、年代が上がるほど高い。[図表2]

図表2 あなたは、過去1年間で、CD やラジオ・テレビ、音楽配信データ等の音源を録音、コピー、ダウンロード、アップロードしましたか。行ったことがあるものについてお答えください。(複数回答)

n=40000

	15～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～69歳
いずれも行ったことがない	35.7%	50.7%	58.0%	62.1%	67.4%
音楽CDの複製や音楽CDからの録音、リッピング	38.7%	31.8%	27.6%	24.9%	20.9%
ネット上で無料で視聴できる動画投稿・配信サイトやその他のサイトからの音楽データのダウンロード	28.3%	16.5%	12.5%	10.4%	10.9%
有料の音楽配信サービスからの音楽データのダウンロード(1曲ごとに課金されるサービスを想定し、聴き放題の音楽配信サービスからのダウンロードは除きます。)	12.5%	11.4%	10.4%	8.2%	5.0%
ラジオ放送(AM, FM, インターネット)やテレビ放送の録音	11.6%	7.7%	7.2%	6.7%	7.8%
聴き放題の音楽配信サービスからの音楽データのダウンロード	20.7%	11.0%	7.8%	5.4%	3.8%
スマートフォン用のアプリ(聴き放題の音楽配信サービスの一環として提供されているものは除きます。)を使ってアクセスできる無料の音楽データのダウンロード	22.0%	10.2%	6.3%	4.9%	3.7%
有料の音楽配信サービスからダウンロードした音楽データや、音楽CDから録音、リッピングした音楽データのコピー	6.2%	3.8%	3.7%	2.8%	2.5%
自分や家族、友人が利用しているオンラインストレージサービスからの音楽データのダウンロード	8.6%	4.3%	3.3%	2.0%	1.5%
有料の音楽配信サービスからダウンロードした音楽データや、音楽CDから録音、リッピングした音楽データの、音楽ロッカーサービスへのアップロード、転送、同期	4.9%	2.6%	2.1%	1.2%	0.9%
有料の音楽配信サービスからダウンロードした音楽データや、音楽CDから録音、リッピングした音楽データの、自分や家族、友人が利用しているオンラインストレージサービスへのアップロード	4.6%	2.2%	1.8%	1.1%	0.8%

(3) 過去1年間の録音等経験者が録音に使用した機器等としては、パソコン(CD, DVD, Blu-rayなどの光学メディアドライブつき)については5割、スマートフォン(iOS, Androidなど)については4割のユーザーが録音等で使用し、また、ポータブルオーディオプレーヤー(iPod, ウォークマンなど)もそれに次いで多い(24.1%)。これを年代別にみると、年代が上がるほどパソコン(CD, DVD, Blu-rayなどの光学メディアドライブつき)の使用率が高まり、逆に、若い年代ほどスマートフォン(iOS, Androidなど)の使用率が高い状況が見られる。また、ポータブルオーディオプレーヤー(iPod, ウォークマンなど)の使用率は、各年代で20%を超えている⁴。[図表3 - 1][図表3 - 2]

⁴ 本設問は、録音等経験者(全体の40%)が回答しているものであるため、録音等を行っていない者も含めた使用率に置き換えると、パソコンは全体の21.4%、スマートフォンは16%、ポータブルオーディオプレーヤーは9.6%となっている。

図表3 - 1 過去1年間で、CD やラジオ・テレビ、音楽配信データ等の音楽音源を録音、コピー、ダウンロード、アップロードをしたことがある方におうかがいします。過去1年間で、録音、コピー、ダウンロード、アップロードで、[あなたが使用した機器]は、どの機器ですか。使用した機器を全てお答えください。(複数回答) また、そのうち、最もよく、録音、コピー、ダウンロード、アップロードで使用した機器はどれですか。(単一回答)

n=16019

	使用した(M)	最も使用した(S)
パソコン(CD、DVD、Blu-rayなどの光学メディアドライブつき)	53.5%	38.9%
スマートフォン(iOS、Androidなど)	40.2%	26.6%
ポータブルオーディオプレイヤー(iPod、ウォークマンなど)	24.1%	12.4%
録音機能付きラジカセ等(ポータブルオーディオシステムを含む)	12.3%	5.4%
パソコン(CD、DVD、Blu-rayなどの光学メディアドライブ無し)	10.1%	4.6%
タブレット端末(iOS、Androidなど)	9.2%	2.3%
HDD(ハードディスク)レコーダー(音楽専用、据置型)	5.7%	1.6%
録音機能付きカーオーディオ、カーナビ	4.8%	1.8%
ICレコーダー・リニアPCMレコーダー	4.2%	1.1%
録音機能付き据置型コンボ	3.9%	1.0%
CD-R/RWレコーダー(据置型)	3.8%	0.8%
PSVita、ニンテンドー3DSなどの携帯型ゲーム機	3.6%	0.3%
携帯電話・PHS	3.4%	0.8%
PlayStation4などの据置型家庭用ゲーム機	3.3%	0.4%
ポータブルMDプレイヤー(録音機能付き)	3.1%	0.7%
ポータブルMDプレイヤー(再生専用)	2.3%	0.4%
ポータブルDATレコーダー・DCCレコーダー	1.7%	0.2%
MDレコーダー(据置型)	1.7%	0.2%
MD・CD-R/RWのダブルレコーダー(据置型)	1.6%	0.2%
DATレコーダー・DCCレコーダー(据置型)	1.3%	0.1%
上記以外の機器	0.4%	0.4%

図表3 - 2 過去1年間で、CD やラジオ・テレビ、音楽配信データ等の音楽音源を録音、コピー、ダウンロード、アップロードをしたことがある方におうかがいします。過去1年間で、録音、コピー、ダウンロード、アップロードで、[あなたが使用した機器]は、どの機器ですか。使用した機器を全てお答えください。(複数回答)

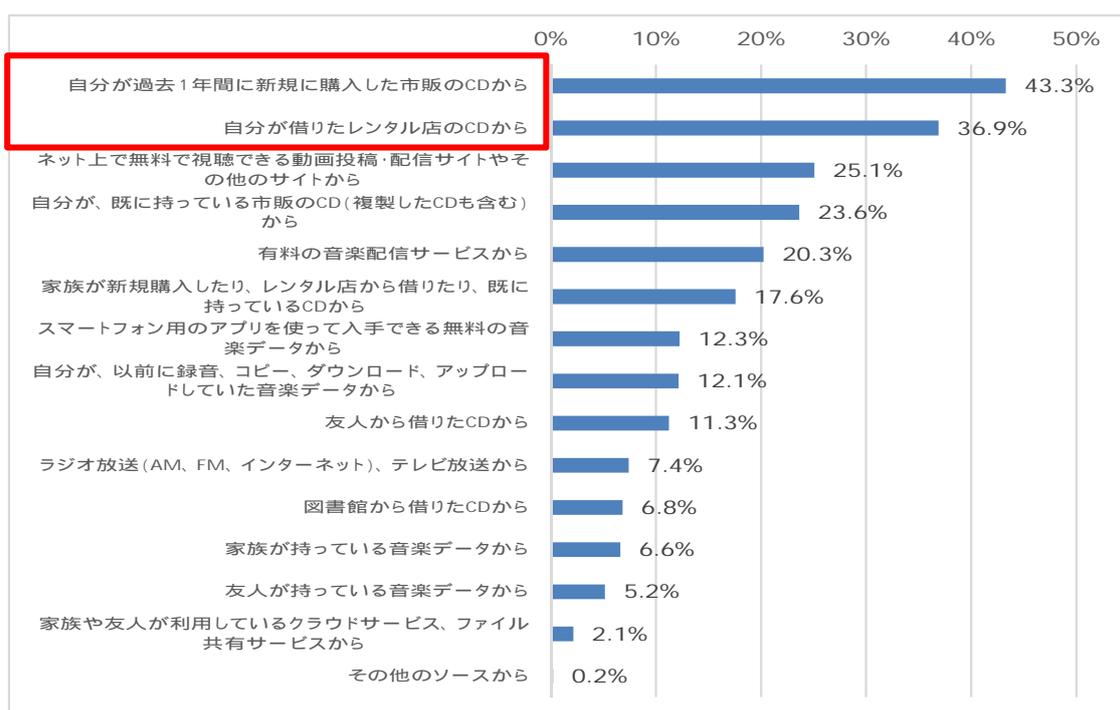
n=16019

	15～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～69歳
録音機能付きラジカセ等(ポータブルオーディオシステムを含む)	14.7%	12.1%	11.2%	9.5%	13.9%
ポータブルオーディオプレイヤー(iPod、ウォークマンなど)	31.5%	30.0%	23.6%	21.6%	20.1%
ポータブルMDプレイヤー(録音機能付き)	4.0%	3.8%	3.4%	2.0%	2.8%
ポータブルMDプレイヤー(再生専用)	4.0%	3.1%	2.7%	1.4%	1.8%
ポータブルDATレコーダー・DCCレコーダー	2.9%	2.6%	2.1%	0.9%	1.1%
ICレコーダー・リニアPCMレコーダー	3.1%	3.8%	3.9%	3.4%	5.3%
録音機能付き据置型コンボ	3.3%	3.3%	3.6%	3.5%	5.0%
MDレコーダー(据置型)	3.1%	2.3%	1.7%	1.1%	1.3%
CD-R/RWレコーダー(据置型)	5.3%	3.4%	3.2%	3.2%	4.3%
MD・CD-R/RWのダブルレコーダー(据置型)	2.8%	1.9%	1.8%	1.1%	1.3%
HDD(ハードディスク)レコーダー(音楽専用、据置型)	8.1%	6.3%	5.6%	3.9%	5.6%
DATレコーダー・DCCレコーダー(据置型)	2.1%	2.4%	1.7%	0.6%	0.8%
録音機能付きカーオーディオ、カーナビ	3.7%	4.1%	5.8%	5.1%	4.9%
パソコン(CD、DVD、Blu-rayなどの光学メディアドライブつき)	36.4%	44.5%	53.7%	58.4%	61.5%
パソコン(CD、DVD、Blu-rayなどの光学メディアドライブ無し)	12.0%	11.8%	9.5%	9.1%	9.4%
タブレット端末(iOS、Androidなど)	14.0%	9.0%	8.5%	7.9%	9.0%
PlayStation4などの据置型家庭用ゲーム機	8.1%	5.0%	3.7%	2.0%	1.2%
PSVita、ニンテンドー3DSなどの携帯型ゲーム機	12.7%	4.5%	3.6%	1.7%	1.0%
携帯電話・PHS	5.9%	3.8%	2.8%	2.1%	3.4%
スマートフォン(iOS、Androidなど)	61.5%	46.7%	42.4%	37.4%	29.8%
上記以外の機器	0.3%	0.2%	0.4%	0.5%	0.6%

< 2次調査結果⁵ >

(4) 過去1年間に録音等を行った音源は多様であるが、中でも、「自分が過去1年間に新規に購入した市販のCDから」及び「自分が借りたレンタル店のCDから」録音等を行ったとする者が多く、上位2位を占めている⁶。他方、過去1年間に実際に録音等を行った対象曲数は、3年前と比べると全体的に減少しており、「自分が過去1年間に新規に購入した市販のCDから」及び「自分が借りたレンタル店のCDから」の録音等については、約半数の減少(1か月平均でH26:15.0曲・14.5曲 H29:8.7曲・8.8曲)となる一方、その中であって、有料の音楽配信サービスからの録音等の対象曲数は、これらの録音等曲数に届かないものの、約1.8倍の増加となっている(1か月平均でH26:4.3曲 H29:7.6曲)。[図表4-1][図表4-2]

図表4-1 あなたは録音、コピー、ダウンロード、アップロードをどの音源から行いましたか？過去1年間の状況についてお答えください(複数回答) n=4001



⁵ 前述注2のとおり、2次調査は、過去1年間にデジタル方式の録音を実施した者(1次調査の回答者全体の40%)を母集団とし、そのうち4千人を対象に実施した。

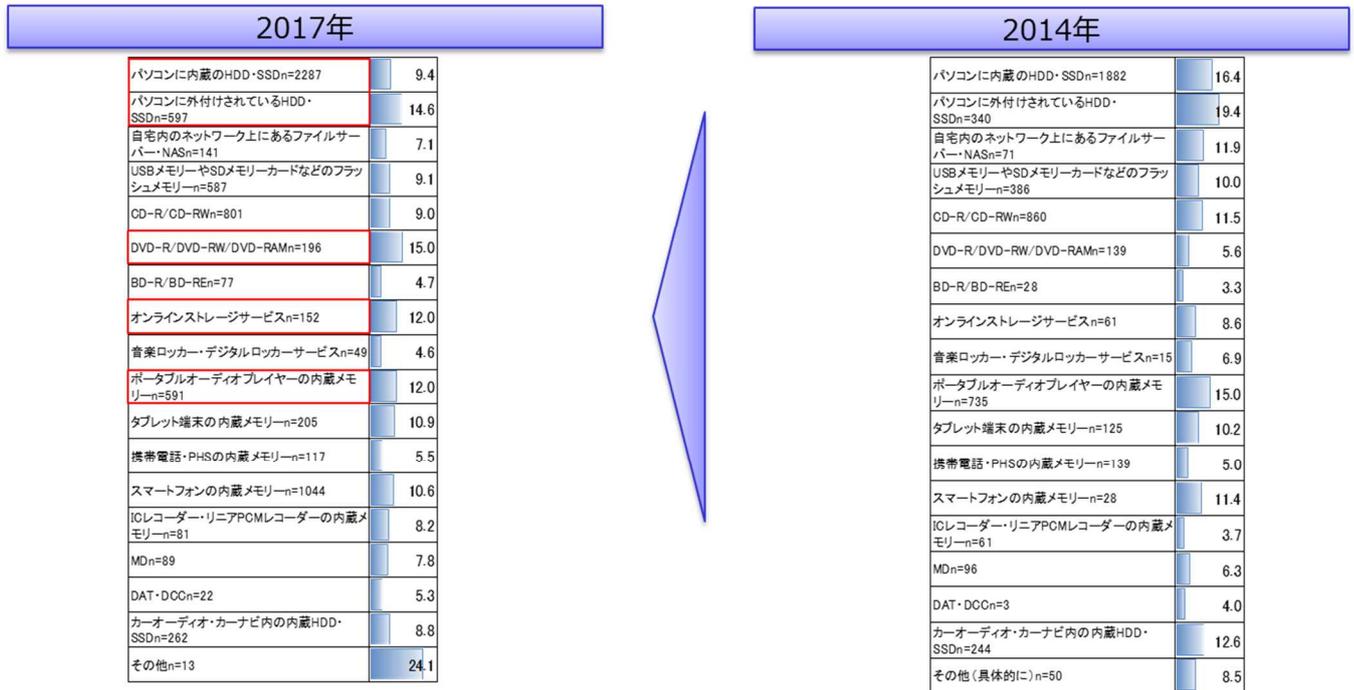
⁶ なお、3年前の調査においては、「自分が借りたレンタル店のCDから」が1位(44.3%)、「自分が過去1年間に新規に購入した市販のCDから」が2位(39.0%)であり、本年度においては、1位及び2位の順位が逆転している。

図表4 - 2 過去1年間にあなたが録音、コピー、ダウンロード、アップロードした1か月あたりの平均曲数をお答えください。曲数は、コピー元の音源の曲数でお答えください。(数字記入)

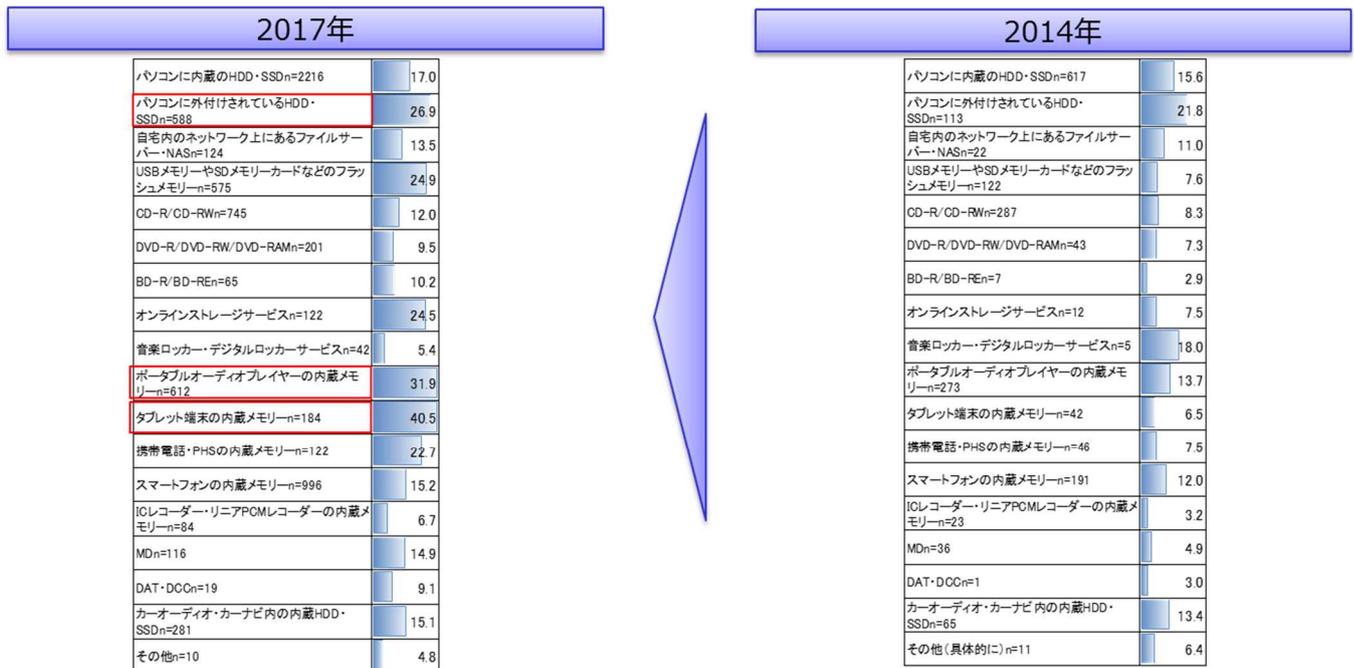
2017年		2014年	
	平均曲数		平均曲数
自分が過去1年間に新規に購入した市販のCDからn=1732	8.7	自分が過去1年間に新規に購入した市販のCDからn=1185	15.0
自分が借りたレンタル店のCDからn=1477	8.8	自分が借りたレンタル店のCDからn=1417	14.5
家族が新規購入したり、レンタル店から借りたり、既に持っているCDからn=703	5.2	家族が新規購入したり、レンタル店から借りたり、既に持っているCDからn=547	7.5
友人から借りたCDからn=451	6.8	友人から借りたCDからn=427	6.3
図書館から借りたCDからn=274	9.2	図書館から借りたCDからn=214	15.1
家族が持っている音楽データからn=265	4.5	家族が持っている音楽データからn=212	6.7
友人が持っている音楽データからn=207	4.9	友人が持っている音楽データからn=160	7.0
家族や友人が利用しているクラウドサービス、ファイル共有サービスからn=86	5.2	家族や友人が利用しているクラウドサービス、ファイル共有サービスからn=43	5.5
有料の音楽配信サービスからn=811	7.6	有料の音楽配信サービスからn=655	4.3
ネット上で無料で視聴できる動画投稿・配信サイトやその他のサイトからn=1004	6.6	ネット上で無料で視聴できる動画投稿・配信サイトやその他のサイトからn=765	7.8
スマートフォン用のアプリを使って入手できる無料の音楽データからn=491	8.3	スマートフォン用のアプリを使って入手できる無料の音楽データからn=284	6.6
ラジオ放送(AM、FM、インターネット)、テレビ放送からn=297	5.3	ラジオ放送(AM、FM、インターネット)、テレビ放送からn=196	7.5
その他のソースからn=9	7.6	その他のソースからn=20	10.9
自分が、以前に録音、コピー、ダウンロード、アップロードしていた音楽データからn=486	7.9	自分が、以前に録音、コピー、ダウンロードしていた音楽データからn=510	14.1
自分が、既に持っている市販のCD(複製したCDも含む)からn=946	8.6	自分が、既に持っている市販のCD(複製したCDも含む)からn=727	15.3

(5)過去1年間に実際に行った録音等の曲数の総量の変化についてみると、過去1年間に新規に入手した音楽音源を録音等した曲数は、3年前に比べ、録音等を行った各機器・媒体・サービスによって増減は様々である一方、既に自分で入手していた音楽音源については、録音等を行った各機器・媒体・サービスについて、録音等の曲数は、全般的に増加している。録音等の曲数が多いものは、多い順に、「タブレット端末の内蔵メモリー」、「ポータブルオーディオプレーヤーの内蔵メモリー」、「パソコンに外付けされているHDD・SDD」等となっているが、そのうち、「タブレット端末の内蔵メモリー」への録音曲数は、3年前に比べて6倍に増加している。[図表5 - 1][図表5 - 2]

図表5 - 1 過去1年間にあなたが録音,コピー,ダウンロード,アップロードをした1か月あたりの平均曲数をお答えください。曲数は,録音,コピー,ダウンロード,アップロードした先の曲数でお答えください。(過去1年間に新規に入手した音楽音源)(数字記入)

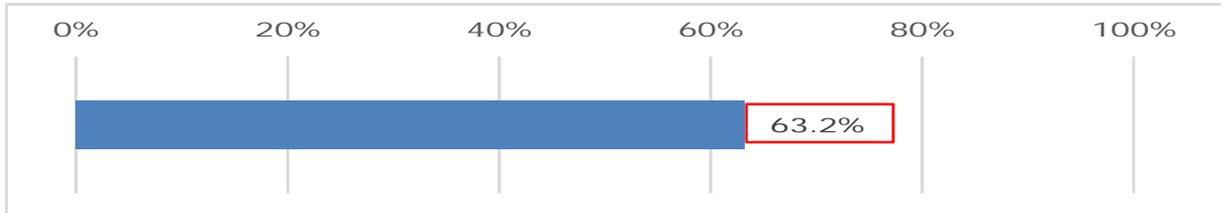


図表5 - 2 過去1年間にあなたが録音,コピー,ダウンロード,アップロードをした1か月あたりの平均曲数をお答えください。曲数は,録音,コピー,ダウンロード,アップロードした先の曲数でお答えください。(既に自分で入手していた音楽音源)(数字記入)



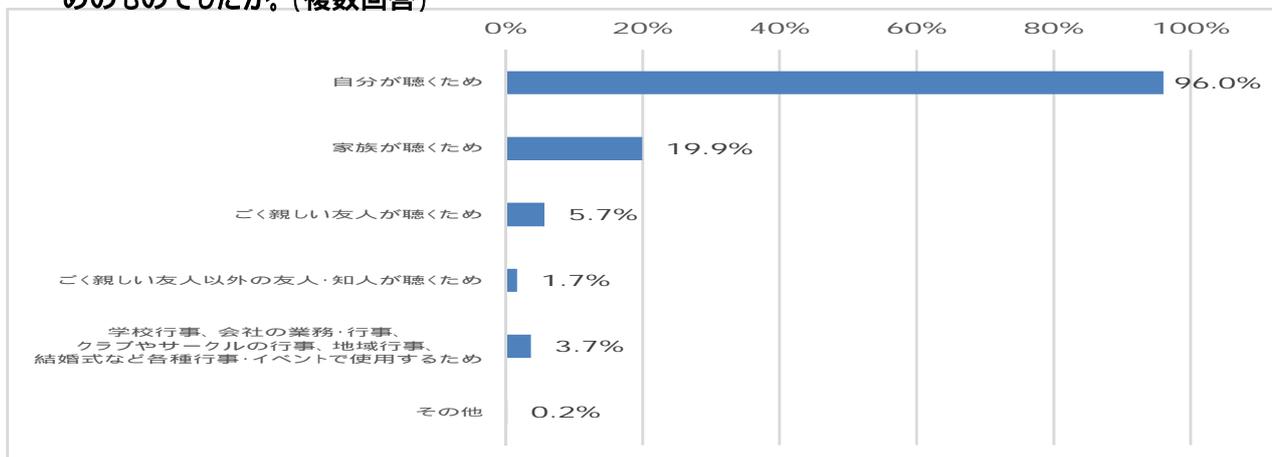
(6) 自分が購入した音楽の総曲数のうち、同じ楽曲を様々な機器や環境で聴くために、CD-R やパソコン、スマートフォン、クラウドロッカーサービス等にコピーして保存⁷する割合は、過去1年間に録音等を行った者の63.2%であった。[図表6]

図表6 あなたが、自分で購入した音楽の総曲数のうち、同じ楽曲を様々な機器や環境で聴くために、CD-R やパソコン、スマートフォン、クラウドロッカーサービス等にコピーして保存する曲数の割合をお答えください。(数字記入) n=4001



(7) 過去1年間に音楽データの録音等を行った者について、その目的としては、「自分が聴くため」に録音等を行ったことがあると回答した者の割合が最も多い(96.0%)。また、過去1年間に、自分自身が聴くために録音等した音楽データを実際に家族や友人にあげたり共有したりした割合は、約2割である⁸。なお、共有に利用する機器・記録媒体等としては、光学メディア(CD系、DVD系、BD系など)(55.2%)やフラッシュメモリー(USBメモリー、SDメモリーカード、コンパクトフラッシュ、メモリースティックなど)(37.9%)が多い。[図表7-1][図表7-2]

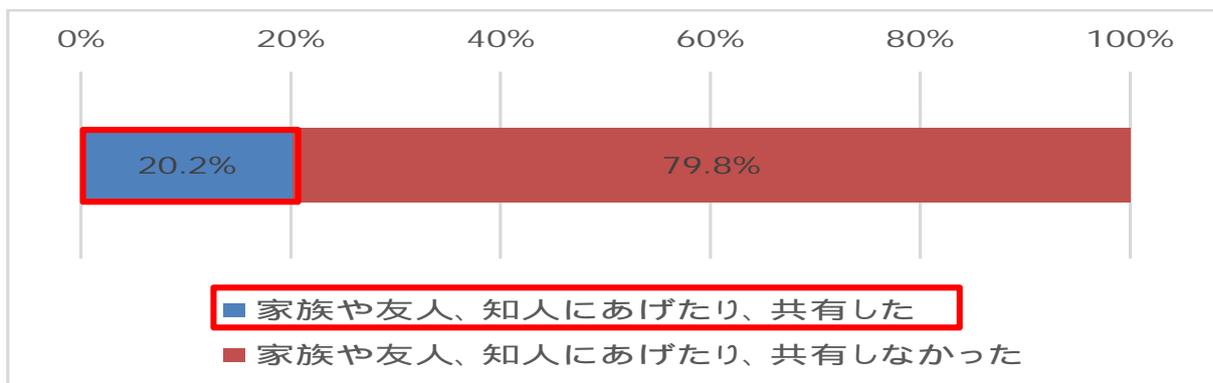
図表7-1 過去1年間に録音、コピー、ダウンロード、アップロードをした音楽データは、誰のため、何のためのものでしたか。(複数回答)



⁷ このような、いわゆるプレイシフトを目的とした私的録音は、私的録音録画補償金制度の創設時から補償の対象として整理されてきたものであること等について、昨年度の本小委員会「審議の経過等について」を参照(参考資料1(13頁))。

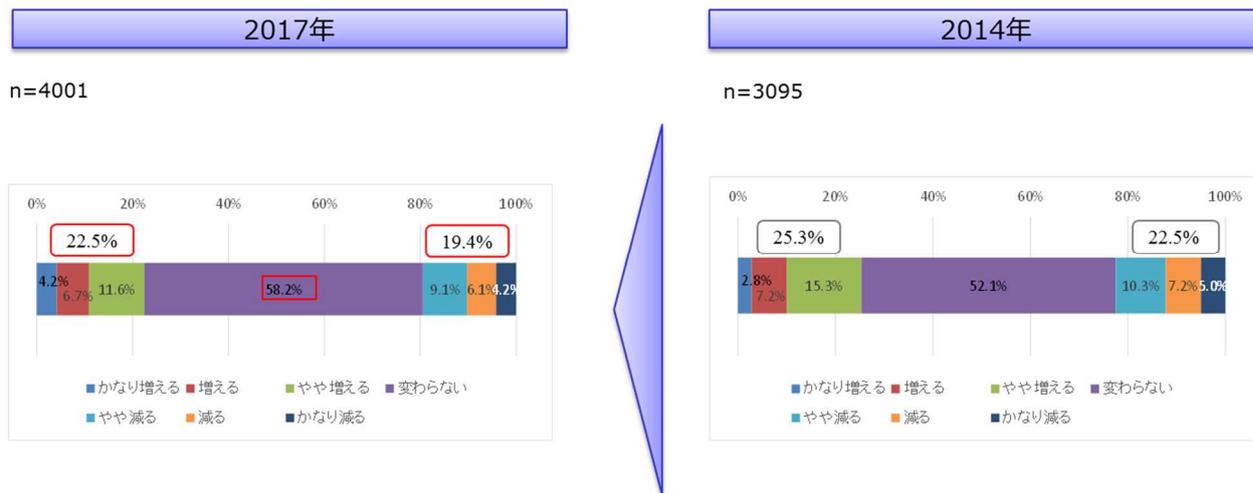
⁸ 共有等の割合は、3年前と比較するとやや減少しており、H26:23.3% H29:20.2%である。これを、過去1年間に録音等を行っていない者も含めた全体に占める比率に読み替えると、H26:9.3% H29:8.1%である。

図表7 - 2 あなたは、過去1年間に、ご自分自身が聴くために、録音、コピー、ダウンロード、アップロードをした音楽データを、家族や友人にあげたり共有したりしましたか。(単一回答) n=4001



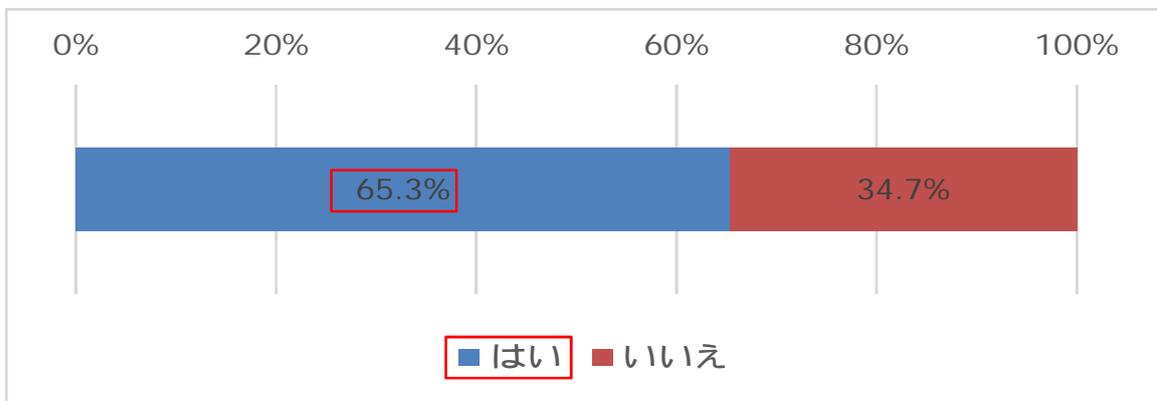
(8) 今から2～3年後の将来において自分自身が録音等を行う曲数について、過去1年間と比較した増減の予想については、「変わらない」とする回答が最も多く、かつ3年前と比較しても増加している(52.1% 58.2%)。その一方で、「かなり増える」「増える」「やや増える」の合計がやや減少し(25.3% 22.5%),「かなり減る」「減る」「やや減る」の合計もやや減少している(22.5% 19.4%)。[図表8]

図表8 今から2～3年後の将来において、あなたが録音、コピー、ダウンロード、アップロードする曲数は、過去1年間と比べて、増えると思いますか、それとも減ると思いますか。(単一回答)



(9)私的使用目的のデジタル方式の録音に関して、著作権を持つ権利者に補償金を支払うことは必要と考えるか尋ねたところ、65.3%が「はい」と回答⁹した。なお、「はい」と回答した者に対し、どのような方式で補償金を支払うことが望ましいか尋ねたところ、補償金の支払方式としては、「現在の私的録音録画補償金制度」及び「音楽の価格に上乗せしてお金を支払う仕組み」について肯定的な回答（「大変好ましい」又は「どちらかといえば好ましい」）をした者は、それぞれ63.1%及び54.1%であった。[図表9]

図表9 現在の制度では、政令で指定されたデジタル方式の録音機器や媒体の購入時に一定率の補償金を支払うことによって、私的使用目的に限りデジタル方式で音楽を録音することができます。補償金は著作権を持つ権利者に一定のルールで支払われるものです。あなたは、私的使用目的のデジタル方式の録音に関して、著作権を持つ権利者に補償金を支払うことは必要なことだとお考えですか。(単一回答) n=4001



⁹ 同調査項目については、補償金の支払いを所与の前提とした内容であり、補償金の支払いを必要とする回答を誘導する問になっているのではないかとする意見も出された。もとより、3年前においては同様の項目についての調査は行われていないものの、約10年前に私的録音補償金管理協会が実施した調査（「デジタル録音機器の利用実態に関する調査」(平成18年11月)(以下、「H18調査」という。)において、ほぼ同内容で調査が行われている。それによれば、デジタル録音機器を世帯で保有し、かつデジタル録音機器を利用して録音しているユーザーのうち、補償金を支払うことは必要（「はい」）と回答したのは、全体の46.1%（WEB調査）であり、肯定的な回答は5割に満たなかった。ただし、H18調査では「ポータブル（携帯型）オーディオ、パソコンを私的録音補償金対象にするべきか」という設問の後に当該設問を置いており、具体的な影響をイメージした上での回答が否かという点で異なるので注意が必要であるといった意見や、補償金の支払方式についての設問については、私的録音録画補償金制度及び契約・技術による対価還元手段のそれぞれについて課題があるという意見があることは伝えられておらず、正確な理解の下の回答になっていないのではないかと、といった意見もあった。

3. 対価還元の手段としての選択肢

私的複製に係るクリエイターへの対価還元手段として、著作権法は、私的録音録画補償金制度を用意しているが、同制度については、制度制定時とは録音録画の環境が変わったこともあり、補償金額の減少傾向が進み、制度が有効に機能していないのではないかとの指摘がある。そこで、本小委員会では、クリエイターへの適切な対価還元の手段について、私的録音録画補償金制度とともに、契約と技術による対価還元手段、クリエイター育成基金の三つを選択肢として取り上げ、各手段の強みや課題、留意事項等について検討を進めた。各手段の概要は以下のとおりである。

私的録音録画補償金制度

私的録音録画補償金制度について、私的録音に供されている機器・媒体のうち、現在対象となっていないものについて制度の対象とする等の改善を行う。私的録音に供される機器・媒体に対して補償金を課し、これらの機器・媒体の購入時に補償金を一括で徴収することで、指定管理団体を通じて権利者に分配する¹⁰。

契約と技術による対価還元

コンテンツの提供価格に私的録音の対価（補償）を上乗せする等、DRMの状況等を踏まえて価格設定を行う方法。補償金制度のように指定団体を經由した徴収・分配を行うのではなく、コンテンツ提供のために行われる権利処理と同様に、提供されるコンテンツの権利者に直接紐づいて、対価が還元される。

クリエイター育成基金

限定的な環境で行われる私的録音という行為を正確に捕捉しそれに対応した対価を正確に還元するということには限界があることから、個々のクリエイターに対価を還元するという発想から離れ、私的録音を総体として捉えた上で、その対価を広く一般に文化芸術の発展に資する事業に使用する。

¹⁰ 私的録音録画補償金制度は、政令で指定される機器や記録媒体を用いてデジタル方式の録音・録画を行う者は、著作権者等に対して補償金を支払わなければならないとする制度である（30条2項、104条の2～104条の10）。補償金制度の対象となる録音・録画機器及び記録媒体の範囲は、著作権法施行令で定められており、主として録音の用に供するものとして、MDやCDの録音機器等が指定されている。補償金は、製造業者等の協力により、機器及び記録媒体の販売価格に上乗せされて徴収され、文化庁長官が指定した管理団体に支払われる仕組みとなっている。補償金額は、機器については基準価格（卸売価格）の2%（ただし、シングルデッキは1,000円、ダブルデッキは1,500円が上限）、記録媒体については基準価格（卸売価格）の3%であるが、私的録音録画補償金の合計は、平成12年（4,036,256千円）をピークに減少しており、平成27年度は53,584千円である（金額は出荷ベース）。なお、指定管理団体としては、録音については、一般社団法人私的録音補償金管理協会が指定されている。録画については、一般社団法人私的録画補償金管理協会が指定されていたが、平成27年3月31日に解散した（平成27年度の私的録画補償金徴収額は0円）。

検討結果

私的録音に係る三つの対価還元手段について、それらの関係性も含め、以下のような検討・整理を行った。本年度における検討結果を踏まえながら、引き続き、私的録音に係る対価還元手段について、具体的な制度設計に向けた検討を深めるとともに、私的録画に係る対価還元手段の在り方について検討を行い、対価還元手段の在り方について、方向性を示していくことが必要と考えられる。

1. 対価還元手段に関する基本的考え方

(1) 私的複製と私的録音録画補償金制度

私的録音録画補償金制度は、広範な私的複製を認める現行の30条1項の規定を前提とし、かつ、そのような私的使用を目的とする複製により、デジタル方式の高品質なコピーが容易に大量に作成されることに伴う補償を権利者に行うため、平成4年に導入された制度である。このため、私的複製に係る対価還元手段については、このような広範な私的複製の範囲を維持することを前提とした上で検討を進めるべきである。著作権は準物権的な権利であり、30条1項の権利制限は物権的な側面に関わるものであることを踏まえ、対価還元手段については、どのようにしたら実効性のある(現に権利者にリターンのある)公平で現実的な解決策となるか、各手段の組合せも含め、総合的に探っていくべきである。

私的録音・録画行為は家庭内等で行われるものであるが、ユーザーの個々の録音・録画行為を捉えることは、実際上も困難であり、さらに、権利者が個別にユーザーに報酬を請求することは、徴収のための組織や仕組みにかかる社会的コストやその実効性などの点からも困難である。私的録音録画補償金制度は、このような理解のもとで導入された制度であり、逆に言えば、技術の進展等を踏まえ、契約と技術による対価還元手段によりユーザーの個々の録音・録画行為を直接捕捉できるようになるのであれば、有効な代替手段として、その範囲においては、私的録音録画補償金制度は不要になると言える。ただし、そのような契約と技術による対価還元手段の範囲に関し、ユーザーは、私的領域の録音全てについて個別課金の実現されることを望んでいるわけではないとの意見も示された。

昨年度の本小委員会「審議の経過等について」において整理・確認したとおり、利用者が音楽コンテンツを入手する主な流通形態としては、パッケージ販売、ダウンロード型音楽配信、ストリーミング型音楽配信及びパッケージレンタルの四つがあり、特に、複製を伴うダウンロード型音楽配信において、多くの配信事業者は、1課金につき複数台のデバイスでダウンロードが行えるサービス(マルチデバイス・ダウンロード)を提供している。もとより、この場合の複製の対価は契約に含まれているところであるが、マルチデバイス・ダウンロードに係る権利者から配信事業者に対する許諾の範囲は、事業者の行う複製、公衆送信、及び利用者が楽曲をダウンロードする際に生じる複製までであって、ダウンロード後に生じる

利用者の私的録音は、30条1項の私的複製に該当するものとして、契約には含まれていない¹¹。

(2) 私的複製の実態

私的複製に係る権利者への補償の必要性については、著作権が準物権的な権利であり、その権利制限によって、私的複製による法的不利益が権利者に生じている一方、実際にどの程度、その不利益について補償すべきかについては、多様な意見がありうるところである。30条1項の私的複製についても、特に音楽配信の分野においては、定額聴き放題の音楽配信サービス等を利用する者が増加している中で、コピーを行う行為自体少なくなっており、私的複製の量は減ってきているのではないかとの意見も出された。また、音楽CDの売り上げについても、ランキング上位のもの多くは特典付きであって、音楽CDからの録音等は減少しているとの意見もあった。そこで、現在の私的録音録画補償金制度が対象としているデジタル方式の私的複製について、その量はどのように変化しているのか、また、その増減は今後どのようになっていくと考えられるのかといったことが注目される。

この点、現時点の録音等の状況については、実態調査の結果を重く受け止めるべきとの意見が出された。平成29年度私的録音実態調査によれば、過去1年間にCDやラジオ・テレビ、音楽配信データ等の音源の録音、コピー、ダウンロード、アップロードを行ったことがある者の割合は40%であり、この割合は、同様の調査結果が確認できる平成18年以降、変化はない。一方、そのような録音等に使用される機器としては、約10年前には主流をなしていたMD録音機能付きミニコンボ等¹²は減少し、現在は、前述のとおり、パソコン(CD、DVD、Blu-rayなどの光学メディアドライブつき)及びスマートフォン(iOS、Androidなど)が多く、また、ポータブルオーディオプレーヤーもそれに次いで多い状況である。なお、これらの機器等は、現行制度の下では、私的録音録画補償金の対象とされておらず、これまでも、その追加指定の是非等について、文化審議会著作権分科会において検討を行ってきたが、具体的な結論を得られない状況が続いてきた¹³。

¹¹ この考え方の整理に対し、30条1項の私的複製の対象外と考えられる複製としては、配信由来の複製は有料・無料を問わず許諾複製として対象外ではないかとする意見もあった。

¹² 平成18年に私的録音補償金管理協会が実施した調査(「私的録音に関する実態調査」(平成18年3月))によれば、家庭内で保有されているデジタル録音専用機器のうち、保有割合が最も高かったのは、「MD録音機能付きミニコンボ・ラジカセ」(49.4%)であった。

¹³ 私的録音録画補償金制度については、「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」(2003(平成15)年7月8日)において、「音楽CD複製機能を備えたパソコンや、技術的保護手段を備えたCDなど多様なデジタル録音・録画のための機器・媒体が商品化されている現状を踏まえ、関係者間で、より実態に応じた制度への見直しを目指し協議が進められているが、関係者間協議の結論を得て、2004年度以降必要に応じ同制度の改正を行う。」とされ、その後、文化審議会著作権分科会において、ハードディスク内蔵型録音録画機器等の追加指定や、汎用機器・記録媒体の取扱いに関して、「実態を踏まえて検討する」とする課題整理を行うとともに(平成17年1月「著作権法に関する今後の検討課題」)、翌年、私的録音録画補償金制度をめぐる諸課題について整理(平成18年1月「文化審議会著作権分科会報告書」)を行った上で、平成18年度から3年間、私的録音録画小委員会において法的検討が行われた。ただし、その際には、私的

過去1年間に録音等を行った音源は、多様ではあるが、中でも、「自分が過去1年間に新規に購入した市販のCDから」及び「自分が借りたレンタル店のCDから」録音等を行ったとするものが多く、上位2位を占めている点は、3年前と変化はない。さらに、録音等の目的別の状況をみると、「自分が聴くため」に録音等を行ったことがある者の割合が最も多い一方、録音等を行った者のうち約2割の者(録音等を行わなかった者も含めれば全体の1割弱の者)は、過去1年間に、自分自身が聞くために録音等した音楽データを家族や友人にあげたり共有したりしているといった状況も見られる。

録音等の曲数の実態については、本年度の調査結果によれば、過去1年間にCDやラジオ・テレビ、音楽配信データ等の音源の録音、コピー、ダウンロード、アップロードを行ったことがある者による録音等の対象曲数は、3年前に比べて減少している。その中であって、有料の音楽配信サービスからのダウンロードについて、増加が見られることから、このことを捉えて、私的録音録画補償金制度の廃止・凍結を求める立場からは、私的複製の量は、補償を必要としない程度まで減少したと言えるのではないかとする意見があった。

他方、実際に行われた録音等の曲数に着目すると、本年度の調査結果によれば、新規に入手した音楽音源の録音等曲数は、3年前に比べ、録音等を行った機器等ごとに増減は様々である一方¹⁴、既に自分で入手していた音楽音源については、各機器等の録音等の曲数は、全般的に増加している¹⁵。また、そもそも、私的複製に伴う補償の必要性について検討する際には、直近3年間の変化のみならず、それ以前の状況からの変化についても注目することが必要と考えられるとともに、今後の見通し等も踏まえる必要がある。

本年度の私的録音実態調査結果は、過去3年前との対比に止まるものであるが、現行の私的録音録画補償金制度の見直しの検討が開始された約10年前の調査結果との対比で見れば、ポータブルオーディオやパソコンへの保存曲数は増加している¹⁶。もとより、これらの

録音録画補償金制度の見直し等について、具体的な結論は得られなかった。

¹⁴ パソコン内蔵のHDD・SSD等への録音等の曲数は減少している一方、DVDやオンラインストレージサービス等への録音等の曲数は増加している(前述 2(5)[図表5-1]参照)。

¹⁵ 3年前に比べて録音等曲数について2倍以上の増加が見られ、かつ、録音等曲数が多い録音先としては、「タブレット端末の内蔵メモリー」(40.5曲)、「ポータブルオーディオプレーヤーの内蔵メモリー」(31.9曲)、「USBメモリーやSDメモリーカードなどのフラッシュメモリー」(24.9曲)、「オンラインストレージサービス」(24.5曲)、「携帯電話・PHSの内蔵メモリー」(22.7曲)が挙げられる(括弧内はいずれも、1か月あたりの録音等の平均曲数)(前述 2(5)[図表5-2]参照)。

¹⁶ 約10年前の調査結果(H18調査)との対比で見れば、デジタル録音機器・記録媒体に録音を行った者によるポータブルオーディオへの保存総曲数は約1.2倍(H18:WEB調査で595,147.8曲・郵送調査で120,958.2曲(合計716,106曲(4,005人)) H29:880,200曲(4,000人))、パソコンへの保存曲数は約1.86倍(H18:WEB調査で1,304,267.4曲・郵送調査で218,446曲(合計1,522,713.4曲(4,005人)) H29:2,826,677曲(4,000人))(パソコン内蔵のHDD・SSDへの保存曲数とパソコンに外付けされているHDD・SSDへの保存曲数の合計)に増加している(他方、MD及びCD-R/RWについては、H18調査との対比で見れば、過去1年間における録音曲数は減少しているが(MD:約0.17倍(H29:2,9071.2曲)、CD-R/RW:約0.75倍(H29:193,788曲))、MD・CD-R/RW・ポータブルオーディオ・パソコンにおける録音・保存の総曲数を比較すると、約1.47倍の増加(H18:2,669,142.3曲 H29:3,929,736.2曲)となっている。なお、過去1年間にデジタル録音機器・記録媒体に録音した者の割合は、H18調査ではWEB調査で10割及び郵送調

曲数の中には、30条1項の私的複製の対象外と考えられる複製も含まれるとする指摘がなされる一方、対象外と考えられるそれらの曲数の全体量は、必ずしも明らかではない¹⁷。

したがって、これまで明らかになった録音等の実態を踏まえれば、現時点において、補償の必要がない程度まで私的複製の量が減少しているものではなく、現行制度上の私的録音録画補償金制度を廃止するほどに必要な立法事実があるとは言えないとする意見があった。

今後の見通し等については、本年度の調査結果によれば、今から2～3年後の将来における録音等の曲数について、「変わらない」とする回答が増加しているとともに(58.2%)、「増える」(「かなり増える」「やや増える」を含む。)及び「減る」(「かなり減る」及び「やや減る」を含む。)と回答した者は、3年前に比べて、共に減少している。この結果について、主観的なものに過ぎないとの意見もある一方、現にデジタル方式の録音を実施した者自身による回答であり、また、過去1年間に実際に行われた録音等の曲数の総量は、この3年間で増加していることを踏まえれば、また、少なくとも、現時点で客観的に将来の私的複製動向を正確に予測することは困難と考えられることから、近い将来のうちに私的録音の全体の量が確実に更に減少していくといった主張は、広い支持は得られなかった¹⁸。

査で8割であったが、これはデジタル録音機器を世帯で保有している者が対象の調査であり、デジタル録音機器の保有状況を問わない録音状況についてみれば、約10年前と現在とで変化はなく、いずれも4割である(私的録音補償金管理協会「私的録音に関する実態調査」(平成18年3月))。また、これらの機器等以外についても、H29調査によれば、自宅内のネットワーク上にあるファイルサーバー・NASを始めとして、その他の機器・記録媒体によっても、録音等が行われている実態が見られる(前述 2(5)[図表5-1][図表5-2]参照)。

¹⁷ 私的複製の量に関する過去との比較については、この他にも、アナログも含めた私的録音の総体について、年間の「私的録音回数」の推移に着目すれば、私的録音録画補償金制度創設当時を10割とすると、現在は約6割まで低下している、とする試算の紹介もあった(なお、同試算では、「有料の音楽配信サービスから」、「ネット上で無料で視聴できる動画投稿・配信サイトやその他のサイトから」及び「スマートフォン用のアプリを使って入手できる無料の音楽データから」の3項目について、集計対象から除外されている)。ただし、同試算については、録音回数の推移であるため、少ない回数により多くの録音が行われる場合があること等、必ずしも、実際の録音曲数の総体を的確に示すとはいえないものであることについて確認があったほか、現行の私的録音録画補償金制度では対象としていないアナログ方式の私的録音を含めた試算であり、かつ、デジタル方式の録音回数の総数は増加していること(平成3年調査：0割 平成29年調査：6割)、また、デジタル方式の録音については、アナログ方式と異なり、高品質の複製物が容易に大量に作成されうるとの特性を踏まえた評価も必要と考えられること、にも留意が必要である。

¹⁸ 本委員会においては、逆に、私的録音録画が増加しうる技術の進展として、無料でストリーミング配信されているコンテンツであっても、画面収録をすることができるスマートフォンの機能も登場しているとの紹介もあった。

(3) 対価還元手段の検討の方向性

もとより、現在、私的複製として行われている複製の領域についても、今後、契約と技術による対価還元手段等により適切に対応できる領域が増えていくのであれば、それは、私的録音録画補償金制度制定当初には成し得なかった解決手段を提供するものとなる。特に、音楽配信においては、契約と技術による対価還元手段が有効に機能する部分が多いのではないかとの意見があり、Google Play Music「ファミリーライブラリ」サービス（Google Playストアで購入した映画等の家族間共有を可能とするサービス）等についての紹介もあった。

もっとも、これらの技術の進展等により、現時点において補償を検討すべき「私的複製」が無くなっているものではなく、有効な対価還元モデルの存在が具体的に共有されている状況では必ずしもない。契約により許諾される複製の全体量が増加していくのであれば、30条1項の「私的複製」の範囲は狭くなっていくことになるが、そのことにより、権利者に対する補償が不要であると言える程度まで狭くなっていくことになるのかは、契約と技術による対価還元モデルの今後の構築状況次第であるとも言える。しかし、少なくとも、現時点においては、その実現可能性や範囲は明確ではない。今後、実効性ある契約と技術による対価還元モデルが構築され、どのように有効に機能しうるのか、推移を見守っていくことが重要である。

なお、対価還元手段の在り方について、私的録音録画補償金制度の廃止・凍結を求める立場からは、本年度の実態調査により直近3年間で私的録音の総体が大きく減少していることが明らかになったとし、また、広範な私的複製のうち、権利者が損失を蒙りうるのは、友人・知人への共有に限られるという考え方を前提として、「現在の私的録音の実態や今後予測される推移を考慮すると、制度として維持することの社会的意義を正当化するのは困難と言えます。また、実態調査の結果からは、少なくとも制度の拡張を検討することができる現状にはないものと考えます。」との意見が出された。他方、前述のとおり、デジタル方式による多様な私的録音の実態が確認される一方で、現行の私的録音録画補償金制度では私的複製の実態が適切に反映されていないために制度が機能していないとして、「権利者の得べかりし利益は日々累積されている状況にある。」との意見も出された。

ただし、いずれの見解も、私的録音の実態を踏まえるべきであるとする点では一致しており、クリエイターに対する対価還元手段の検討に当たっては、私的複製の実態を踏まえた対応の検討が求められる。この点、私的録音録画補償金制度について、制度の廃止・凍結を求める立場からは、前述のとおり、「少なくとも制度の拡張を検討することができる現状にはない」との意見が出されたが、私的録音録画補償金制度は、長年検討が進められてきた課題であるところ、クリエイターへの対価還元手段の在り方については、私的録音録画補償金制度に代わりうる対価還元手段がない範囲においては、私的複製の実態が有り、かつ、現行制度上の私的録音録画補償金制度を廃止するほどに必要な立法事実があるとは言い難いことを踏まえれば、そのような代替措置が構築されるまでの手当てとして、引き続き、私的録音録画補償金制度により対価還元を模索することが現実的であるとする意見が多かった。もとより、これは、私的録音録画補償金制度について「拡張」という性格の見直しではなく、私的複製の実態を踏まえ、複製の実態に沿った柔軟なスキームにするなどの工夫を講じ

ようとするものであり、複製の実態について様々な意見があることも踏まえて、それらの実態¹⁹が適切に対象機器・記録媒体や補償金額の決定に反映されることが必要と考えられる。

なお、対価還元手段の在り方については、契約と技術による対価還元モデルの構築状況や、私的録音をめぐる技術の進展の状況等を踏まえつつ、今後も適時に検証を行い、必要な手当てを講じていくことが必要である。

¹⁹ 本年度実態調査によれば、例えば、「パソコン（CD、DVD、Blu-rayなどの光学メディアドライブつき）」や「スマートフォン（iOS、Androidなど）」が録音等に使用されている実態が示されているが、仮に、今後これらの機器等を私的録音録画補償金制度の対象機器に含めるか否かを検討する際には、配信からの録音なども併せての利用頻度であること、汎用機器は私的録音以外での利用が支配的であることを考慮する必要がある、との意見も示された。

2. 契約と技術による対価還元手段について

(1) 基本的考え方

私的録音録画補償金制度は、家庭内等で行われる個別の私的録音・録画行為の捕捉及び徴収等が一般に困難であるといった事情を踏まえて導入されている制度であることから、仮に、そのような個別の利用行為の捕捉及び徴収等が実効的に可能となる手段があるのであれば、その範囲内においては、当該手段により代替されうるものとなる。

契約と技術による対価還元手段は、そのような代替手段として特に念頭に置かれ、これまでの議論においても取り上げられてきた。特に音楽配信サービスにおいてはコピー制御技術の向上と直接課金の実現が増えてきているのではないかとする意見も多く見られたところである。

(2) 契約と技術による対価還元手段と私的複製の範囲

契約と技術による対価還元手段と、30条1項の私的複製の範囲の関係については、次のように整理することができる。すなわち、30条1項は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること(「私的使用」)を目的とする場合に、複製権が制限されているが、契約自由の原則を踏まえれば、私的使用を目的とする複製のうち、契約により複製が許諾されているものがある場合には、その複製は、30条1項により権利制限の対象となっている「私的複製」ではない。このような観点も踏まえ、昨年度の本小委員会「審議の経過等について」では、マルチデバイス・ダウンロードについて、契約において許諾の対象となっている複製は、30条1項の私的複製には該当しない複製として整理したところである²⁰。逆に言えば、契約における許諾の対象として含まれていない私的複製については、30条1項の「私的複製」として残ることになる。

私的複製の範囲は、契約と技術による対価還元手段で対応できる領域の範囲にも影響されうるが、そのような契約と技術による定型的な対価還元手段の今後の広がりについては、将来期待される面も大きい一方で、現時点においてその可能性や程度は必ずしも明確ではないことにも、留意する必要がある。

²⁰ なお、この整理により、私的録音録画補償金制度について課題の一つとして指摘されるオーバーライド契約に基づく私的録音録画の対価と補償金の二重取りの懸念については、解消されたとの指摘があった。ただし、契約等に基づく録音録画のみしか行わない利用者から機器等の購入により補償金を徴収することは依然として二重取りの課題は残るのではないかとする指摘もあった。

(3) 契約と技術による対価還元手段の課題

契約と技術による対価還元手段に係る課題として、主に以下の指摘があった。

- ・ 一律の対価上乘せ等は、私的録音の可能性のないユーザーにも負担を課すことになり、公平性を欠くと考えられること
- ・ 契約と技術による対価還元手段が馴染まない領域もあると考えられ、特に、図書館貸出 CD や友人から借りた CD、テレビ・ラジオ放送等の無料で提供されるコンテンツ等を想定した際には、契約による対価回収は困難であること
- ・ 契約と技術のビジネスモデルは、サービスモデルであるため、特に汎用機器の場合には、当該機器を使用した複製については、必ずしも当該サービスモデルに捉われない複製がありうること

契約と技術による対価還元手段の妥当性について検討する際には、これらの課題との関係整理も必要となる。

(4) 契約と技術による対価還元手段の妥当性について

価格設定の在り方と対価還元手段としての実効性について

契約と技術による対価還元手段において、どのように価格設定をなしうるのか等をめぐり、意見が分かれた。

この点、価格設定の方法については、適切な対価還元はビジネスモデルによって担保されるべきであるとともに、価格は市場において決定されていくものであって、市場価格が適正価格と言えるのではないかとの意見が出された。他方、例えば、アメリカ合衆国においては、配信サービスの興隆の中でクリエイターに適切に対価還元がなされていないとの指摘²¹があり、契約モデルは実効的な対価還元手段足りうるのかといった意見も出された。

このように、契約と技術による対価還元手段が、実効的な対価還元手段としておよそ適切に機能しうるのかについては、現時点において必ずしも意見の一致を見てはいない。しかし、いずれにしても、ビジネスモデルは関係当事者間で構築すべき事柄であり、その在り方は多様でありうること、また、少なくとも当事者間で合意される範囲においては、契約と技術による対価還元手段も有効な手段でありうると思われる。

このほか、価格設定については、契約と技術による対価還元手段として、対価相当額を契約金額に上乘せ又は含めるなどしていく場合には、私的録音の可能性のないユーザー

²¹ 音楽録音物等の使用許諾の枠組みに関し、音楽のクリエイターに対する公正な補償の観点からの見直しの必要性について、アメリカ合衆国著作権局による報告書が公表されているとの紹介があった（United States Copyright Office “Copyright and the Music Marketplace”（2015年2月）参照）。

にも負担を課すこととなり、公平性を欠くのではないかとする問題が提起された。しかし、これに対しては、私的録音録画補償金制度においても、仮に、今後、汎用機器を広く対象とした場合には、同様の課題があるのではないかと意見も出されたところである。このことを踏まえると、一律の対価上乘せ等に関する課題については、私的録音録画補償金制度及び契約と技術による対価還元手段の共通の課題であるとも言える。

もっとも、いずれの手段の場合も、補償金又は上乘せ等の価格は、私的録音を行いうる機会の提供対価として捉えることが可能とも考えられるとともに、契約と技術による対価還元手段については、ユーザーの需要に合わせた多様なメニューが提示されるのであれば、柔軟に対応しうるほか、私的録音録画補償金制度については、私的録音を行わなかった場合の補償金返還制度が用意されており、また、補償金額について私的録音の実態を踏まえて柔軟に設定する仕組みを導入することにより、このような課題はより低減しうる余地があるとも考えられる。

「音楽配信サービス以外」の領域における契約・技術手段の可能性について

本小委員会においては、契約と技術による対価還元手段については、音楽配信サービスの領域において馴染みやすいのではないかとする意見が出た一方、それ以外の領域について、例えば、図書館貸出 CD や友人から借りた CD、テレビ・ラジオ放送等の無料で提供されるコンテンツ等を想定した際には、契約による対価回収は困難ではないかと指摘もなされたところである。

これに対しては、その解決策として、著作権等管理事業者による使用料規程の活用により、複製を考慮した対価設定を行うことができるのではないかと、また、現にインタラクティブ配信に関しては、使用料規程において複製を考慮した対価設定が実施されているとの意見も出されたが、当該使用料規程の著作権等管理事業者においては、配信事業者のニーズを踏まえて、再生可能期間の長短等により使用料に差を設けている限りのものであり、同規程が予定している以上の複製は許諾の対象とはなっていない旨の説明があった。また、使用料規程による対応は、著作権等管理事業者に権利を委託している権利者のみ対価還元が得られることになる点で限界があるとも考えられる。

このように、契約と技術による対価還元手段が、音楽配信サービス以外の領域においても対価還元手段として有効に機能しうるかについては、明確にはなっていないところであり、いずれにしても、契約と技術による対価還元手段が馴染みやすい領域とそうではない領域がありうることを確認された。

「汎用機器」との関係

契約と技術による対価還元手段については、契約と技術によるビジネスモデルが有効に機能する領域があるとしても、特に、パソコン等の汎用機器を使って複製を行う場合に

は、当該モデルによってカバーされうる複製は、その汎用機器を使用して行う複製のうち一部に限られるのであり、当該機器を用いて行う他の私的複製については、カバーされ得ないはずであるとする問題も提起された²²。

確かに、契約と技術によるビジネスモデルは、このような限界を有するものでありうる反面、契約と技術によるビジネスモデルが妥当する領域が仮に今後広がっていくことになれば、私的複製の領域は狭まっていくという関係性も見られうるものでもある。

このように、この指摘は、将来における契約と技術による対価還元のビジネスモデルの構築状況との関係如何によるところが大きい論点であり、補償すべき程度を検討する際に留意すべき問題である。

(5) 実効的な契約と技術の対価還元手段の実現に向けて

人々の音楽の楽しみ方の変化や技術の進展等の中で、特に音楽配信サービスに関しては、インターネット上におけるコンテンツの利用状況が捕捉可能な技術も実用化され始めている。また、その技術や契約モデルの在り方についても、利用者のニーズを踏まえて、今後も変化し、多様化していくと考えられる。このような中、今後、音楽配信サービスを中心に、契約と技術による対価還元手段が有効に機能しうる場面が増えていくことも考えられるところである。

今後、実効性ある契約と技術による対価還元モデルが構築され、どのように有効に機能しうるのか、推移を見守っていくことが重要である。

²² なお、私的録音録画補償金制度の廃止・凍結を求める立場からは、私的録音の総体は大きく減少し、かつ、権利者が損失を蒙りうるのは、友人・知人への共有に限られるという考え方を前提として、ほとんどが自分のための録音であり、そもそも不当な損失は生じておらず、改めて補償措置を検討する必要はないから、このような指摘は当たらないとする意見も出された。

3. クリエーター育成基金について

(1) 基本的考え方

クリエイター育成基金は、既存の対価還元手段である私的録音録画補償金制度や、契約と技術による対価還元手段では限界があると判断される場合に、個々の権利者への対価還元ということから離れて、私的録音を総体として捉えた上で、その対価を広く一般に文化芸術の発展に資する事業に充てようとする考え方である。すなわち、将来のクリエイターへの対価還元という形に発想の転換を図ろうとするものであり、質の高い日本のコンテンツを継続的に生み出すための土壌整備という観点から、健全なクリエイターの育成と創作拡大に向けた支援基金を設立し、権利者、事業者、利用者（ユーザー）によって日本コンテンツの国際競争力を向上させるべきとの考え方によるものである。

(2) 第三の対価還元手段としての意義と課題

私的録音録画補償金制度については、利用実態に応じた権利者への正確な分配が困難であるとの課題があるが、それであれば、クリエイターの育成等に対価を充てることが、より利用者（ユーザー）の意に合うのではないかと意見も出された。また、現状において、一般に、クリエイターの多くは権利者意識が希薄であるという課題があり、クリエイター育成基金は、クリエイターの権利者意識を醸成し、知の創造サイクルを生み出していくものとして歓迎されるべきであるとの意見も出されたところである。

他方、新たにクリエイター育成基金を造成する際には、財源の確保が課題となる。この点、権利者、事業者、利用者（ユーザー）の三者の合意のもとに、広く国民・事業者等から一定の基金を集めること、また、税制の優遇措置や特定目的税という方法も考えられるのではないかとする意見もあったが、具体的な方法論について、それ以上の議論は行われなかった。

また、基金を造成した場合、当該基金の分配については、私的録音による権利者に対する不利益が根拠となるが、徴収した対価を文化振興・クリエイター育成目的に支出することの理由についてどのように整理できるのかといったことや、さらに、支出先をどのように決定していくのかといったことなど、同趣旨を実現していく場合には検討すべき課題が多く残されている。

(3) クリエーター育成基金が目指す目的の実現に向けて

クリエイター育成基金を実効性ある形としていくための具体的な姿については、現時点では合意形成にまで至っていないが、その目指す方向性については、一定の共有認識が得られたところである。

そこで、クリエイター育成基金の趣旨を生かす方策として、私的録音録画補償金制度との関係性が注目された。すなわち、私的録音録画補償金制度においては、正確な分配に限界があることを踏まえ、共通目的事業が設定されており、著作権の普及啓発及び著作物の創作の振興等について、補償金の一部を支出することとしている。クリエイター育成基金の提案の趣旨は、このような私的録音録画補償金制度の共通目的事業において生かす形で改善を図っていくことも適切であり、権利者への分配を確保しつつ、共通目的事業をクリエイター育成基金の精神に合致させるものとして、国民全体の文化振興に寄与していくものとして捉えていくことも考えられる。

4. 私的録音録画補償金制度について

(1) 基本的考え方

私的録音録画補償金制度は、私的複製に関する広範な権利制限（30条1項）と、権利制限に伴う権利者への不利益の補償の均衡を実現した制度である。ユーザーの個々の録音・録画行為を捉えることが困難であること等を踏まえて構築された包括的な制度であるため、このことの裏面として、制度に内在する課題等が指摘されている。

他に実効的な対価還元手段がなく、対価還元手段として私的録音録画補償金制度を維持すべき領域については、少なくとも、当面の対応として、これらの課題の改善に向けて必要な見直しを行う必要がある。

(2) 私的録音録画補償金制度に係る課題

ドイツ・フランスをはじめとする欧州諸国の多くの国においては、私的複製に係る補償金制度が導入されており、また、2001年のEU情報社会指令²³もあり、私的録音・録画の専用機器・記録媒体（機器・記録媒体一体型の録音専用機器等を含む。）のみならず、パソコン、タブレット、スマートフォン等の、いわゆる汎用機器についても対象とする傾向が見られる。他方、世界の補償金制度の導入状況について見れば、補償金制度を導入していない国の方が圧倒的に多いとの紹介もあった。ただし、補償金制度を導入していないそれらの国において、我が国のように、私的録音録画補償金の前提となる広範な私的複製に係る権利制限規定が設けられているのかは定かではなく²⁴、また、私的複製に係る権利者に対する実効的な対価還元手段がどのように講じられているのかについては、確認ができなかった。

また、補償金を積極的に導入している国であっても、補償金制度に関して多くの訴訟が提起され、中には、消費者団体が原告となっている訴訟もあり、制度に対する納得感が欠けているのではないかとする意見が示された。もっとも、これらに対しては、それらの訴訟の殆どは製造業者・輸入業者を当事者とするものであり、例えば、指摘のあったフランスにお

²³ EU情報社会指令（2001年5月採択）（抄）

第5条 加盟国は、次の場合に、第2条に規定する複製権に例外又は制限を規定することができる。

1～2 (a)（略）

2 (b) 第6条に掲げる著作物その他の目的物に対する技術的手段の適用又は不適用を勘案して権利者が公正な補償を受けることを条件として、私的使用のために、及び直接にも間接にも商業的ではない目的のために、自然人により行われるいずれかの媒体への複製に関する場合

²⁴ 私的複製に係る補償金制度を導入していない国のうち、中国及び韓国は、私的利用のための複製に関する権利制限規定の存在が確認できる。他方、例えば、英国においては、「タイムシフト」を目的とする録音・録画は私的及び家庭内に限って複製することができるとする英国著作権法第70条以外に、娯楽目的での録音録画を容認する規定は見当たらない。ただし、2014年10月に施行された改正英国著作権法により、限定的な範囲で私的複製を認める権利制限規定が一旦創設されたが、権利者のための補償制度を伴わないものであったところ、2015年7月、英国高等法院が同改正法を廃棄すべき旨を判示し、同年12月に同改正法は廃棄された。

ける訴訟については、同国の法制下においては私的複製の対象にはならないはずの違法な複製元からの複製や、業務上の目的で取得されたものについても課金対象とされたことが問題になった事例（個別の機器・記録媒体の対象範囲や金額等に係る争い）が含まれていると考えられ、補償金制度自体に対する納得感が欠けているということとは異なるのではないかとの指摘もあった。

以上のほか、私的録音録画補償金制度については、主に以下のような課題が指摘されてきた。

- ・複製を行う者の正確な捕捉、対象機器・記録媒体の正確な捕捉及び分配を受ける者の正確な捕捉の困難性があること、また、配信事業においては課金と補償金の二重取りの可能性があること
- ・運用上の課題として、制度に対する利用者の認知度が低いこと、返還制度が十分機能していないこと、共通目的事業の内容が十分知られていないこと
- ・著作権保護技術等の進展により私的録音録画の実態が捕捉可能となるとの意見があるところから、機器等の購入時にすべての購入者が補償金を支払わなければならないという現行制度（一括支払方式）を正当化する根拠が失われつつあること 等

契約と技術による対価還元手段等との関係も踏まえつつ、私的録音録画補償金制度の意義が引き続き認められる領域については、指摘されている課題について、必要かつ適切な改善を講じていくことは重要と考えられる。本小委員会では、特に、対象機器・媒体の範囲や定め方、協力義務の考え方及び分配・支出の在り方等について、検討を行った。

（３）対象機器・記録媒体について

対象機器・記録媒体の範囲

現在、私的録音録画補償金制度の対象は、一部の専用機器・記録媒体に限定されており、私的録音に実際に使用されていることが確認された機器・記録媒体一体型の録音専用機器や、汎用機器（パソコン、スマートフォン等）等は対象とされていない。

この点について、汎用機器を補償金の対象とすることは、その機器で私的複製（私的録音）を行わない者にまで補償金を課すこととなり、納得感が得られにくいとする意見が出されたが、同様の指摘は、契約と技術による対価還元手段についても、対価相当額を契約金額に含めるなどしていく場合には、私的録音の可能性のないユーザーにも負担を強いることになり、公平性を欠くのではないかとの意見もあったことは、前述のとおりである。

他方、「専用」か「汎用」かという硬直的な区分は不適切であり、私的複製の実態に着目すべきだとする意見も出された。すなわち、実際に私的複製（私的録音）の用に供されている機器等については、権利者に対する対価還元を検討する必要性が高いところであ

り、そのような機器等については全て、一旦俎上に載せた上で、使用実態を踏まえて評価を加えていくというプロセスを組み込んだ制度とすることが公平に適うとするものである。

もっとも、この考え方による場合であっても、現在指定されている機器・記録媒体以外の機器・記録媒体について、実際に何を対象としていくべきか、及び、その補償金額の水準をどのようにすべきかについては、私的複製の実態とともに、契約と技術による対価還元モデルの構築状況等も勘案しつつ、決定することが適切と考えられる。

対象機器・記録媒体の範囲について見直しを行う際には、このような形で、すなわち、私的複製の実態を踏まえた柔軟な運用を可能とする方向での見直しを行うことが望まれる。

対象機器・記録媒体の決定方法

現行制度上、その購入において補償金の支払義務が発生する対象機器・記録媒体については、政令で定めることとしており、著作権法施行令において、技術仕様に着目した規定により、録音・録画専用機器及び記録媒体について、個別に指定されている（同施行令1条及び1条の2）。

このような政令指定の在り方は、法的安定性及び対象機器等の特定の明確性の点で優れていると言えるが、その一方で、技術の実態や私的録音の実態が反映されにくいとの指摘もある。

前述のとおり、対象機器・記録媒体の範囲の決定に当たり、私的複製の実態を踏まえた柔軟な運用を可能とする方向での見直しを行う際には、現行制度の政令指定方式について、抽象度を高めた規定内容とすることも考えられる。

（４）補償金額の決定

現行制度上、補償金額については、指定管理団体が、あらかじめ、製造業者等の団体で製造業者等の意見を代表すると認められるものの意見を聴いた上で、私的録音録画補償金の額を定め、文化庁長官の認可を受ける必要がある。また、文化庁長官は、認可申請のあった補償金額案について、文化審議会（著作権分科会使用料部会）の審議を経て認可することとなっている（104条の6）。

このような現行制度における補償金の決定手続について、これまで大きな問題点は指摘されていないが、音楽産業の動向や著作権保護技術の進展、利用者による音楽視聴環境等の変化を踏まえた私的複製の実態が、補償金額に適切に反映される仕組みも必要と考えられる。とりわけ、対象機器・記録媒体ごとに、私的複製に供される度合いも異なると考えられることから、対象とする機器・記録媒体の範囲の決定について、私的複製の実態を踏まえた

柔軟な運用を可能とする方向での制度見直しを行う際には、例えば、私的録音録画に使用される可能性が低い機器等については、補償金の対象から除外したり、補償金の額で調整したりする工夫を行うことが適切である。併せて、補償金額の決定方法については、現行制度の枠組みを基本的には維持しつつ、私的録音録画補償金制度の対象とする機器等ごとに、私的複製の実態等を反映して決定していくことが可能となるような工夫を講じる必要があると考えられる。

(5) 補償金の支払義務者

現在、私的録音録画補償金は、私的使用を目的として、特定の機器・記録媒体にデジタル方式の録音・録画を行う者が支払義務を負うこととしつつ(30条2項)、当該機器・記録媒体の製造又は輸入を業とする者についても、支払の請求及びその受領に関し「協力しなければならない」と定め(104条の5)、製造業者及び輸入業者(以下「製造業者等」という。)が支払の協力義務を負うこととされている。

これは、録音・録画機器等の発達普及に伴い、社会全体として著作物等の利用が促進されてきた反面、それが私的録音・録画を増大せしめる結果をもたらし、個々の利用者のレベルでは必ずしも大量の私的複製が行われているわけではないものの、総体としてみれば大量に私的複製が生じているということから、権利の保護と著作物の利用との間の調整を図るため、公平の観点から定められているものである。

なお、このことを踏まえ、私的録音録画補償金制度を導入する欧米諸国においては、製造業者等を支払義務者として位置付けているが、我が国の著作権法においては、支払の協力義務者として位置付けている。私的録音録画補償金制度の課題の一つとして、機器・記録媒体を購入した者が私的複製を行わなかった場合の補償金返還制度について、返還額が少額であり実効性のある制度とすることが難しいとの課題が挙げられるが、支払義務者の見直しは、補償金の返還制度の問題の解消にもつながりうることから、議論となった。

この点については、現行制度では事業者が協力義務者とされているが、法制度上、義務という形で強制力がないとなれば補償金制度は事実上機能しないとも考えられるとして、コンテンツの訴求力を利用して利益を上げる製造業者等について支払義務を課すべきであり、そのような補償金制度は、一般的に国際的な理解があるとの意見が出された。

これに対し、私的録音録画補償金制度は、私的複製を行う利用者の行為を前提とするものである以上、利用者の行為を捨象して、複製機能を有する機器・記録媒体を提供する製造業者等の支払義務を位置付けることは、法制度として無理があるのではないかとする意見も見られた。また、製造業者等の義務を明確化しようとする場合には、製造業者等と同様に、私的複製の増進に寄与するクラウドサービス等の提供者についても、支払義務者とすべきかを検討する必要があると考えられ、かつ、その場合には、海外事業者がいる場合にどのように実効的な運用を確保できるか等も課題となることから、現実的に対応困難ではないかとの意見もあった。

このように、私的録音録画補償金制度における製造業者等の支払義務の位置付けの見直しについては、抜本的な見直しを行うことについて意見集約には至らなかったが、私的複製の用に供する機器・記録媒体を提供する製造業者等について、引き続き、協力義務を負うとした場合であっても、製造業者等の位置付け・役割をより明確にする観点から、法令上、協力すべき行為の明確化を図ることも検討すべきではないかとする意見も出されたところである。

(6) 補償金の分配等

私的録音録画補償金制度は、制度に内在する課題として、分配を受ける権利者の正確な捕捉の困難性が指摘されており、徴収した補償金の分配・支出の適切性を、どのように確保すべきかということが議論された。

この点、私的録音録画補償金制度は、個々の利用者の私的領域に立ち入ることの限界を前提に、広範な私的複製の許容を基礎とするものであることから、個別の利用実態を把握することには限界があり、また、厳密な分配を行おうとする場合には、取引費用がかえって高騰し、制度として成り立たない。このため、分配の前提となる利用実態については、どのように推定していくかということの合理性が重要であるとともに、共通目的基金との組合せも必要であるということが確認された。

私的録音補償金の徴収・分配は、一般社団法人私的録音補償金管理協会（sarah）を通じ実施されており、その概要は以下のとおりとなっている（平成28年度実績）。

- ・ 補償金は対象機器・記録媒体の販売価格に上乗せされ、製造業者や輸入業者は、購入者が支払った補償金を、私的録音補償金管理協会に対して支払う（補償金受領額：約5,400万円、補償金額平均：機器1台当たり632円・記録媒体1枚当たり1円13銭）。
- ・ 私的録音補償金管理協会は、受領額のうち徴収・分配及び共通目的事業等を実施するための業務手数料である管理手数料10%（規定では20%）（残余金は次年度に分配する）を控除し、残額の2割を共通目的事業、8割を権利者分配基金に分ける。
- ・ 共通目的事業は、自主事業（冊子配布等の著作権・著作隣接権の保護に関する事業）に約50万円、第二種助成事業（音楽・芸能に関わる創作活動等に対する一般公募事業（平成28年度実績：29事業））に約970万円を支出。
- ・ 権利者分配基金は、著作権者、実演家、レコード製作者の3団体を通じて、権利者に分配されている（分配率は、著作権者36%、実演家32%、レコード製作者32%）。
- ・ 各団体（一般社団法人日本音楽著作権協会・公益社団法人日本芸能実演家団体協議会・一般社団法人日本レコード協会）は、それぞれの分配規定に基づき、手数料などの控除や前年度繰入れの基金等の戻し入れをした後の分配資金を権利者に分配している（著作権者：日本音楽著作権協会は約1,500万円（分配先7,373人）、日本脚本家連盟は約64万円（分配先261人）、実演家：日本芸能実演家団体協議会は約1,400

万円(分配先 12,611 人),レコード製作者:日本レコード協会は約 1,300 万円(分配先 594 社))

- 日本音楽著作権協会は,私的複製の元となった放送,購入レコード,貸レコードの全量のデータを基に分配計算を行っている。分配先である 7,373 人の内訳は,個々の著作者自身と音楽出版社,著作権者の法人であり,この他,相互管理契約を締結している海外の団体(54 団体)にも送金している。
- 日本芸能実演家団体協議会は,全体の金額を,放送,市販録音物,貸レコードの三つのジャンルに分け,それぞれのデータで分配を行っている。なお,権利者で按分して分配していくが,総額が少なくなると,1 円に満たない人が出てくるため,分配対象者は減少傾向にあるとの説明もあった。
- 日本レコード協会は,私的録音源を放送からの録音,購入レコードからの録音,貸レコードからの録音に分け,出荷金額のシェア等で分配を行っている。分配先の 594 社は,会員社以外も含んでいる。

(7) 共通目的事業

私的録音録画補償金制度については,正確な捕捉・分配の困難性等が指摘されているが,そのような包括的な制度としての性格に由来する内在的課題に対応し,法は,著作権等の保護に関する事業及び著作物の創作の振興・普及に資する事業に対して,補償金の 2 割以内で政令で定める割合²⁵ に相当する額を支出することとしている。

このような共通目的事業については,その内容が十分知られていないとの指摘があることを踏まえて,本小委員会では,活発な意見交換が行われた。特に,利用者(ユーザー)の立場からは,補償金がクリエイター育成に使われるようにしてほしいとする意見があったことに呼応し,各権利者団体からは,共通目的事業の支出にあたり利用者(ユーザー)の意見も取り入れ,透明性をより高める運用の改善を行うことの提案があったほか,共通目的事業に対する支出割合について,権利者やアーティストの合意が得られるのであれば,支出割合を 2 割以上としていくことも考えられることについて意見が出された。

今回の検討においては,対価還元手段としては,私的録音録画補償金制度,及び契約と技術による対価還元手段と併せて,クリエイター育成基金についても検討した。クリエイター育成基金は,私的録音を総体として捉えた上で,その対価を広く一般に文化芸術の発展に資する事業に使用することを目指すものであり,私的録音録画補償金制度における共通目的事業と趣旨を同じくすると捉えることもできる。このため,私的録音録画補償金制度における共通目的事業については,同制度の改善の一環として,権利者への分配を確保しつつ,クリエイター育成基金の精神に合致させ,国民全体の文化の発展に寄与していくものとして

²⁵ 著作権法施行令第 57 条の 6 により,政令で定める割合は「2 割」と定められている。

捉えていくことも適切であるとする事について、異論は見られなかったところである。

私的録音録画補償金制度は、私的複製に係る権利者に対する対価還元手段であり、その分配・支出先については、権利者の意思に基づいて決める必要がある。しかし、このことは、逆に言えば、権利者側の合意があれば、分配・支出先についても変更可能であるということができる。共通目的事業への支出については、現在、私的録音補償金管理協会において、共通目的委員会を設置し、権利者のみならず、有識者やメーカーも委員として参画し、支出先に関する協議が行われているが、そこに利用者（ユーザー）も加わり、透明性を更に高めて支出する運用の改善を進めていくことも考えられるとする意見もあった。また、このような改善等も講じながら、透明性の確保を引き続き図るとともに、支出割合については、将来のクリエイター育成のために支出してもよいという権利者の総意があるのであれば、現行の2割以上とすることも視野に入れて、改善を図っていくことが適切と考えられる。

開催状況

第1回 平成29年6月30日

クリエイターへの適切な対価還元について（私的録音に関する実態調査の調査項目及び対価還元的手段について意見交換）

第2回 平成29年7月28日

クリエイターへの適切な対価還元について（私的録音に係る対価還元的手段について論点整理，意見交換）

第3回 平成29年9月15日

クリエイターへの適切な対価還元について（私的複製補償金制度に関する近年の諸外国の動きについて意見交換及び私的録音に係る対価還元的手段について論点整理，意見交換）

第4回 平成29年11月29日

クリエイターへの適切な対価還元について（私的録音に係る対価還元的手段について委員からの発表及び意見交換）

第5回 平成29年12月20日

クリエイターへの適切な対価還元について（私的録音に関する実態調査の中間報告及び私的録音に係る対価還元的手段について意見交換）

第6回 平成30年2月2日

平成29年度著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会の審議の経過等について

委員名簿

	今 子 さゆり	ヤフー株式会社 CI 本部政策企画部シニア IP スペシャリスト
	岩 本 太 郎	一般社団法人日本民間放送連盟知財委員会ライツ専門部会法制部会主査
	大 淵 哲 也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	奥 邨 弘 司	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	華 頂 尚 隆	一般社団法人日本映画製作者連盟事務局長
	河 村 真紀子	主婦連合会事務局長
	岸 博 幸	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授
	小 寺 信 良	一般社団法人インターネットユーザー協会代表理事
	榊 原 美 紀	一般社団法人電子情報技術産業協会著作権専門委員会委員長
主査代理	椎 名 和 夫	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会常務理事・実演家著作隣接権センター運営委員
	末 吉 互	弁護士
	杉 本 誠 司	ネクストエンターテインメント株式会社代表取締役
	世 古 和 博	一般社団法人日本音楽著作権協会常任理事
	高 杉 健 二	一般社団法人日本レコード協会常務理事
	龍 村 全	弁護士
主査	土 肥 一 史	吉備国際大学大学院知的財産学研究科特任教授，弁護士
	松 田 政 行	弁護士
	丸 橋 透	富士通フロンテック株式会社グローバルビジネス推進本部リーガルアドバイザー
	宮 下 令 文	一般社団法人日本動画協会理事・著作権委員会委員長

（以上 19名）

平成29年度 国際小委員会の審議の経過等について

平成30年3月5日
文化審議会著作権分科会
国際小委員会

1. はじめに

今期(第17期,平成29年度)の文化審議会著作権分科会の決定を受け,以下の課題について検討を行った。

- (1) 著作権保護に向けた国際的な対応の在り方
- (2) インターネットによる国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方

2. 審議の状況

- (1) 著作権保護に向けた国際的な対応の在り方

著作権等の国際的な保護の在り方を議論する場であるWIPOの著作権等常設委員会(以下,「SCCR」という。)では,現在,放送機関の保護のための条約(以下,「放送条約」という。)及び権利の制限と例外等に関する議論が進められている。本国際小委員会では,SCCRにおける議論の動向等について報告が行われ,それに基づき議論が行われた。

放送機関の保護

<SCCRにおける議論>

1998年11月以降,SCCRにおいては,デジタル化・ネットワーク化に対応した放送機関の権利の保護に関する新たなルールの策定が検討されている。2007年以降は,同年のWIPO一般総会で決定されたマンデート(伝統的な意味での放送機関の保護(ただし,コンテンツ自体は保護の適用対象外))にしたがって議論を継続しており,第31回SCCR(2015年12月)には,条約の枢要である,用語の定義(definition),保護の対象(object of protection)及び与えられる権利(rights to be granted/protection)に関する統合テキスト案が議長から提示され,これに基づいて議論が行われている。

現在では,先進国のみならずアフリカ諸国等も総じて条約策定に前向きであり,早期の外交会議の開催を目指した努力が続けられている。

2017年に開催された2度のSCCR(第34回会合(5月),第35回会

合（11月）では、上記の統合テキスト案に基づき集中的に議論が行われ、議論の結果を踏まえて統合テキスト案の改訂が行われた。

（用語の定義について）

“放送”の定義については、第34回会合において、放送と有線放送とを別途定義する案、放送の定義の中に有線放送も含める案の二つの案に加えて、有線放送を明示的には定義せず、有線放送の保護については各国の任意とする案（新提案A）及び放送と有線放送のみならず、伝統的放送機関が行うインターネット上の送信についても、「放送」の定義に含める案（新提案B）が提案された。第35回会合において、新提案Aに関連して有線放送を定義に加えることについて検討された。国内法制度と整合的でないことから“放送”の定義に有線放送を加えることを懸念する国もあったが、国内法制度に影響を与えないとすることを条文に加える提案がされ、今後も引き続き検討することとなった。なお、新提案Bは最新の統合テキスト案では削除されている。

（保護の対象について）

伝統的放送を放送条約の適用対象となる送信媒体とすることについては、ほぼ合意が得られている。主な議論は、伝統的放送（有線放送）機関によるインターネット上の送信¹の扱い及び放送前信号の扱いをめぐってである。

インターネット上の送信のうち、サイマルキャストについては、義務的保護とすることに反対する国はなく、特段議論が行われることはなかった。

放送番組の異時送信（特にオンデマンド送信）については、各地域の放送連盟から現在行われているサービスについての紹介があり、保護の必要性について議論が行われた。特にオンデマンド送信について保護の対象とする必要があると主張する国と保護対象とすべきではないとする国が対立したため、共通理解は得られていない。

（放送前信号について）

放送条約の保護対象とすることに反対する意見はなかった。具体的な保護のレベルについては、放送前信号の無許可の再送信に対して禁止権（right to prohibit）を与える案に加えて、放送前信号に対して適当かつ効果的な保護（adequate and effective protection）を与える案が提案され、次回会合にて引き続き議論されることとなった。

¹ 議論の整理上、放送番組の同時ウェブキャスト（サイマルキャスト）、放送番組の異時ウェブキャスト、放送番組のオンデマンド送信、インターネットオリジナル番組の送信、以上の4つに分類されている。

< 国際小委員会における委員からの意見概要 >

インターネットの異時送信について

・保護の対象について、伝統的放送機関によるインターネットの異時送信(日本では特にオンデマンド送信について)は、保護の対象となれば権利者側にとっては望ましいことであるが、長年にわたり議論が続いている放送条約の早期策定を目指すべきであるところ、必ずしも義務的な保護を求める必要はないという意見が複数の委員から出された。

・伝統的放送機関だけにインターネットの異時送信についての著作隣接権を付与することは、他のネット配信事業者と比べて非常にバランスが悪いとの意見や、異時送信について、我が国の法制度上の扱いについては議論が予想されるどころ、条約上義務的保護でなければ国内で立法するとき改めて検討することができるので、義務的保護としなくてもよいとの意見もあった。

統合テキスト案について

・日本では時差等を理由とする異時ウェブキャスト(統合テキスト案では「near simultaneous transmission」)サービスは行われていないが、同案における「near simultaneous transmission」、「differed transmission」等の定義や権利の発生時期の規定については不明確な点が見られるので、引き続き注視する必要があるとの意見があった。

権利の制限と例外

< S C C Rにおける議論 >

デジタル化・ネットワーク化により、技術的に知識へのアクセスが容易になったにもかかわらず、国際的な著作権保護システムが障壁となっていることから、より利用を重視した制度への転換を進めるため、制限と例外の措置を設定すべきであるとの途上国の要求に端を発し、S C C Rでは、2005年以降、権利の制限と例外の議論が続けられている。具体的には、()図書館とアーカイブのためのものと()教育、研究機関等のためのものの2つが議論の対象となっており、両議題とも、各国の経験等の共有を中心に行うべきであるとする先進国と、新たな国際的枠組みの必要性を主張する途上国との間で対立する構造が続いている。

2017年の会合では、各分野の研究報告を中心に議論が行われた。また、今後どのような活動を行うかのアクションプランの案が事務局より提示されたものの、会合直前に提示されたこともあり、加盟国からは検討する時間が確保され

ていないとする意見が出たため、次回会合においてアクションプランを改めて検討することとなった。

その他の議題

< S C C Rにおける議論 >

第34回会合では「その他の議題」として追及権及びデジタル環境における著作権の分析が議論されたが、第35回会合ではこれら2つの議題に加えて新たにロシアから舞台演出家（theater director）の保護に関する提案がされた。

追及権は、第31回会合においてセネガル及びコンゴから提案された議題である。第34・35回会合では、英国では追及権導入による経済的な影響はなかった旨の研究結果が報告された。本議題については、アフリカ諸国及びEU等から常設議題とすべきであるとの意見があったが、日本及び米国からは放送条約などの既存の議題の審議時間への影響を考慮して、常設議題とすることの懸念が表明された。

デジタル環境における著作権の分析については、南米諸国より第31回会合において本委員会の新たな議題としたい旨の提案がされた。EUをはじめとする加盟国からは当該議題に関するトピックは広範であることから、まずはトピックを絞る必要があるとの意見があった。第34・35回会合では同議題に関して、各国の関連法制度の調査報告やスコーピングスタディに関する結果が報告された。

舞台演出家の保護に関する提案については、第35回会合においてロシアより提案がされた。これは第35回会合直前に提出されたこともあり、加盟国からは検討するには、より詳細な情報が必要であるとの発言があった。

< 国際小委員会における委員からの意見概要 >

追及権について

・追及権制度を導入することに反対の立場から、主に高額で売買された作品が対象となっている点及び美術作品の価格が投機的な売買によって決められている現状を踏まえると、追及権を導入することにより創作へのインセンティブの促進につながらないとの意見があった。

・これに対して、追及権は、演奏や出版に応じて利益分配がなされる音楽や文芸とは性質の異なる美術品について著作者への適正な利益分配を実現するものであり、すでに約80か国で導入されていること等を踏まえると、現状のS C C Rにおける議論では放送条約を当面優先するのはやむを得ないとしても、我が国の制度としても国際的なルール作りとしても、積極的に検討するべきであると

の意見もあった。

・また、追及権には他人への譲渡が許されないものであるから人格的な権利であると一般的には解されているが、釈然としないところもあることから、議論の際には、追及権がどのような性質を有する権利なのかはよく注視する必要があるとの意見があった。

(2) インターネットによる国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方

海外における著作権侵害等に関する実態調査(マレーシア)の結果、及び、諸外国におけるインターネット上の著作権侵害対策に関する報告に基づき議論が行われた。

海外における著作権侵害等に関する実態調査(マレーシア)について

本小委員会では、これまで中国・タイ・インドネシア・ベトナムでの実態調査の実施報告がされてきたところ、マレーシアにおける著作権侵害の実態調査の結果が報告された。

具体的には、マレーシアのインターネット利用者に対するサンプリング調査に基づき、日本のコンテンツの入手経験率、コンテンツ類型ごとの利用実態、日本コンテンツの侵害規模の推計等が報告された。

著作権侵害の要因としては、インターネット上で正規にコンテンツが入手・視聴できないなか、海賊版が容易に利用できる環境にあることが指摘された。

今後の対策としては、不正流通対策と正規版展開を車輪の両輪として実施していくことが必要であり、特に、オンラインでの正規流通を強化していくことが必要とされた。また、マレーシアでは、コンテンツを視聴する際に、正規版かどうかを意識する者が少ない等、著作権意識の更なる啓発や不正流通対策の強化、著作権を保護する具体的な行動に結びつける方策の検討及び実施を政府に働きかけていくこと必要である旨報告された。

諸外国におけるインターネット上の著作権侵害対策について

本小委員会では、今後の我が国における著作権侵害対策に係る検討に資することを目的として、インターネット上の著作権侵害に関する諸外国の状況についての調査結果が報告された。

具体的には、アメリカ、カナダ、オーストラリア、イギリス、フランス、ドイツ、スウェーデンの7か国を対象に、各国におけるインターネット上の著作権侵害に対して取り組まれている対策について、本調査を受託した株式会社三菱総

合研究所より報告を受けた。

報告では、海賊版コンテンツの削除、検索結果からの削除、個人のインターネット接続停止、アクセス制限、警告システム、資金源対策について、各国の実施状況が報告された。

例えば、アクセス制限に関し、イギリスやオーストラリアでは、侵害コンテンツへのアクセス制限(サイトブロッキング)が行われており、海外に設置されているサーバーに蔵置されている侵害コンテンツに対する有効な手段としての評価がある一方で、技術的な回避が可能であることや、ブロックした後に再度、同様のサイトが立ちあがるなど、効果が限定的であるとの指摘もあることなどが説明された。

また、資金源対策に関してイギリスでは、ロンドン市警知的財産犯罪ユニット(PIPCU)、権利者団体、広告事業者団体の連携による、侵害サイトへの広告出稿抑制の取り組みにより、リストアップされた侵害サイトの広告が73%減少(2013-2015年間)したこと等が報告された。

平成29年度の文化庁の取組について

平成29年度に行った文化庁の取組について、著作権制度整備、権利執行の強化、普及啓発に係る取組について紹介があった。

特に、今年度は、WIPOとの連携により、27か国の著作権担当局長等が参加して「著作権・著作隣接権に関するアジア・太平洋地域会合」を開催し、各国における著作権に関する政策・計画について議論した外、若年層向けの著作権普及啓発教材の開発と教員等を対象としたワークショップなどを、侵害発生国政府等と連携して行う「侵害発生国と連携した著作権普及啓発事業」を平成30年度より新規に取り組むこと等について報告があった。

<国際小委員会における委員からの意見概要>

海外における普及啓発について

・普及啓発は砂漠に水を撒くように効果が見えにくい取組ではあるが、非常に重要であり、実際、侵害発生国関係者の認識が変化したと感じているとの意見があった。

・例えばある国において、理解促進に取り組んだ成果として、著作権の対象ではないと判断されていたキャラクターグッズの侵害について、現在では当局は積極的に対応しているとの紹介があった。

・正規コンテンツを利用できる環境整備をしなければ、海賊版を利用してしまうという意見があった。

- ・著作権教育では禁止事項を強調する傾向があるが、過度な禁止教育にならないように配慮が必要との意見があった一方で、学校教育においては、模写からの学びや、モラル、倫理にも留意することが重要との意見もあった。
- ・ソフトウェアのデッドコピー（完全複製）など、最低限禁止すべきことはきちんと教えることが必要との意見があった。
- ・教育・普及啓発にあたっては、教員との信頼関係や、現地の教育方法や習慣にも配慮していくことが重要である旨の意見があった。

国境を越えた著作権侵害の実態調査について

- ・委員から、侵害コンテンツへのアクセス制限（サイトブロッキング）については、三菱総研の委託調査では、一部に、効果が限定的との指摘がある旨の報告であったが、米国の大学が行った調査では、有効性を確認する研究成果がある旨の紹介があった。
- ・サイトブロッキングについて、イギリスで効果があるのは、侵害サイトのドメインが変わっても、追いかけられる仕組みがあるためであるとの意見があった。
- ・調査時点からの変化のフォロー、サイトブロッキングは各国の制度の違いにより効果が異なるとの観点から、更なる調査が必要である旨の意見があった。
- ・本調査による制度・手法で侵害を止めることには限界があり、若年層に著作権の正しい認識を普及促進していくことが重要との意見があった。
- ・ある大学における講習では、教員や教員志望の学生には適切な対価を支払って利用する認識が根付きつつあると感じたとの意見があった。

3 . 開催状況

第1回 平成29年10月19日(木)

- (1) 主査の選任等について
- (2) 国際小委員会審議予定について
- (3) 報告事項
 - (3) - 1 WIPO(世界知的所有権機関)における最近の動向について
 - (3) - 2 海外における著作権侵害等に関する実態調査報告書(マレーシア)について
 - (3) - 3 諸外国におけるインターネット上の著作権侵害対策について
- (4) 自由討議
- (5) その他

第2回 平成30年2月22日(木)

- (1) WIPO(世界知的所有権機関)における最近の動向について
- (2) 海賊版対策の取組状況等について
- (3) 平成29年度国際小委員会の審議状況について
- (4) その他

4. 委員名簿（敬称略，五十音順）

	蘆立 順美	東北大学大学院法学研究科教授
	井奈波 朋子	弁護士
	今村 哲也	明治大学情報コミュニケーション学部准教授
	上野 達弘	早稲田大学大学院法務研究科教授
	奥邨 弘司	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	梶原 均	日本放送協会知財センター専任局長
	北澤 安紀	慶應義塾大学法学部教授
	楠本 靖	一般社団法人日本レコード協会 著作権・契約部 部長
	久保田 裕	一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会専務理事
	小島 立	九州大学大学院法学研究院准教授
	斎藤 信吾	一般社団法人日本民間放送連盟 番組・著作権部 部長
	潮海 久雄	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
主査代理	鈴木 将文	名古屋大学大学院法学研究科教授
	世古 和博	一般社団法人日本音楽著作権協会常任理事
	大楽 光江	北陸大学名誉教授
	墳崎 隆之	一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構事務局長・弁護士
	辻田 芳幸	東北学院大学法学部教授
主査	道垣内 正人	早稲田大学大学院法務研究科教授，東京大学名誉教授，弁護士
	野口 祐子	弁護士，グーグル株式会社法務部長
	堀江 亜以子	中央大学法学部教授
	前田 健	神戸大学大学院法学研究科准教授
	松武 秀樹	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会常務理事
	村井 麻衣子	筑波大学図書館情報メディア系准教授
	山本 隆司	弁護士

（以上24名）